曽於市過疎地域持続的発展計画

令和３年度～令和７年度

鹿児島県曽於市

(R6.6.26更新)

目　　次

1　基本的な事項
⑴　曽於市の概況…… 3
ア　曽於市の自然的，歴史的，社会的，経済的諸条件の概要…… 3
イ　曽於市における過疎の状況…… 4
ウ　産業構造の変化，地域の経済的な立地特性，県の総合計画等における位置付け等を踏まえた本市の社会経済的発展の方向の概要…… 4
⑵　人口及び産業の推移と動向…… 5
⑶　曽於市の行財政の状況…… 7
⑷　地域の持続的発展の基本方針…… 9
⑸　地域の持続的発展のための基本目標…… 10
⑹　計画の達成状況の評価に関する事項…… 11
⑺　計画期間…… 11
⑻　公共施設等総合管理計画との整合…… 11

2　移住・定住・地域間交流の促進，人材育成
⑴　現状と問題点…… 12
⑵　その対策…… 12
⑶　計画…… 13

3　産業の振興
⑴　現状と問題点…… 14
⑵　その対策…… 16
⑶　計画…… 19
⑷　産業振興促進事項…… 24
⑸　公共施設等総合管理計画との整合…… 24

4　地域における情報化
⑴　現状と問題点…… 25
⑵　その対策…… 25
⑶　計画…… 26

5　交通施設の整備，交通手段の確保
⑴　現状と問題点…… 27
⑵　その対策…… 29
⑶　計画…… 31

6　生活環境の整備
⑴　現状と問題点…… 34
⑵　その対策…… 37
⑶　計画…… 40
⑷　公共施設等総合管理計画との整合…… 42

７　子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
⑴　現状と問題点…… 43
⑵　その対策…… 45
⑶　計画…… 47

８　医療の確保
⑴　現状と問題点…… 49
⑵　その対策…… 49
⑶　計画…… 51

９　教育の振興
⑴　現状と問題点…… 52
⑵　その対策…… 54
⑶　計画…… 56
⑷　公共施設等総合管理計画との整合…… 56

10　集落の整備
⑴　現状と問題点…… 58
⑵　その対策…… 58
⑶　計画…… 59

11　地域文化の振興等
⑴　現状と問題点…… 60
⑵　その対策…… 60
⑶　計画…… 61
⑷　公共施設等総合管理計画との整合…… 61

12　再生可能エネルギーの利用の推進
⑴　現状と問題点…… 62
⑵　その対策…… 62
⑶　計画…… 62

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項
⑴　現状と問題点…… 63
⑵　その対策…… 63
⑶　計画…… 64
⑷　公共施設等総合管理計画との整合…… 64

（添付）事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分…… 65

1　基本的な事項

⑴　曽於市の概況

ア　曽於市の自然的，歴史的，社会的，経済的諸条件の概要

本市は，平成17年７月１日に曽於郡内の大隅町・財部町・末吉町との合併により新設された市であり，市名は古代から熊襲（くまそ）と呼ばれた人々が住む，熊（球磨）国及び襲（曽）国の襲国に由来し，最古の記載文献は「延喜式」の巻二十二に「贈於」とあります。於は贈の音韻であって，和銅年間に地名を二字とする勅（みことのり）がでて贈に於を加えたものであり，この歴史ある地名を継承し新市の名称としました。

地理的には鹿児島県大隅半島の北部に位置し，北は宮崎県都城市，東は宮崎県日南市，南は志布志市・大崎町，西は霧島市に隣接し，東西約30㎞，南北４㎞ないし31㎞の長靴形を呈しており，面積390.14k㎡,人口34,516人（令和３年４月１日住民基本台帳）であり，市の北部は大淀川支流域に開け，都城盆地の一角をなし，また南部は菱田川流域に広がる地域となっており，全体的には起伏の多い台地となっています。

自然的には高千穂の峰をはじめとする霧島山系を仰ぎながら，白鹿岳・高之峯や，大川原峡・花房峡・大鳥峡など風光明媚な景観地などすばらしい自然に恵まれています。

気象条件は冷涼温暖多雨で比較的に恵まれていますが，土質は大部分がシラスやボラなどの火山灰土壌で，粘着性がないため集中豪雨時には土砂の崩壊等で甚大な災害を受けやすく，厳しい自然状況下におかれています。

交通体系では，中心部を南北に国道269号が走り，中央部を国道10号が横断し，東部の宮崎県との県境の一部を国道222号が走り，市の西部においては東九州自動車道が整備され，平成26年12月に曽於弥五郎ＩＣ～鹿屋串良ＪＣＴまでの区間が開通し，令和３年７月17日には，志布志ＩＣ～鹿屋串良ＪＣＴ間が開通しました。

また，都城志布志道路の整備については，令和２年度には，有明東ＩＣ～志布志ＩＣ間，宮崎県との県境区間である金御岳ＩＣ～末吉ＩＣ間が供用開始され，令和３年度には，乙房ＩＣ～横市ＩＣ間の供用開始が予定されており，全体の供用率は約80％となります。これにより農林畜産業の活性化，企業誘致や新たな雇用創出，救急医療体制の確立，災害発生時のネットワーク機能の確保等多くの分野で大きな役割を果たすことが期待されます。

市の中心部から東九州自動車道（末吉財部ＩＣ）まで15分，九州縦貫自動車道宮崎線（都城ＩＣ）まで30分，志布志港まで40分，鹿児島・宮崎空港まで１時間圏内となっています。

また，本市は16万都市の宮崎県都城市と接しており，市中心部から都城市街地まで約８㎞で結ばれており，地理的・歴史的・経済圏からも都城市とのつながりが大きくなっています。

イ　曽於市における過疎の状況

本市の人口は，昭和35年の国勢調査では68,644人（旧３町の合計）であり，高度経済成長に伴う人口の大移動が落ち着いたとされる昭和50年の国勢調査では49,765人まで減少しています。また，令和２年の国勢調査では33,310人となっており，昭和50年からの45年の間に約33.0％の人口が減少しました。この間，年少人口は半分以下にまで減少したのに対し，65歳以上の人口は倍以上に増加し，令和２年の本市の高齢化率は41.5％となっており，全国平均（28.8％）をはるかに上回っています。また，１世帯当たりの人員は，令和２年の国勢調査では2.17人となっており，いっそう核家族化が進むとともに，単独世帯が増えていることがうかがえます。

このような少子高齢化に歯止めをかけ，過疎からの脱却をはかるため，過疎地域自立促進特

別措置法に基づき，これまでも道路や定住宅地分譲などの生活基盤の整備，子供医療費助成などにより子育て世代の支援，救急医療体制の強化など，過疎対策事業に積極的に取り組んできました。

しかし，これらの施策に一定の効果はあったものの，依然として人口減少が続いており，若年層の流出や高齢化の進行等による地域活力の低下，耕作放棄地の増加，交通手段の確保，厳しい財政状況など多くの課題を抱えています。

これらに的確に対応し，市民に身近な自治体として，将来にわたり良質な行政サービスを安定的に提供し，市民の期待に応えていくため，先人から受け継いできた歴史と文化，豊かで美しい自然環境とその恵みを活かして発展してきた産業，そして本市に暮らす人々や地域の絆など多様な地域資源を最大限に活用することにより，新たな時代に適合した本市独自の地域文化や産業などの振興を図る必要があります。

また，今後も進む人口減少の対策として，定住団地の造成や移住定住のための支援，若者への就労支援，企業・創業の促進，農業の担い手支援や人材育成を行い，市内での就労へ結びつける必要があります。さらに，豊かな自然環境を活かした観光への取組みを通じ，曽於市へ興味をもってもらうことや，将来的な地方移住にもつながる関係人口の創出をしていく必要があります。

今後は，令和２年度に策定した第２次曽於市総合振興計画（後期）を基本とし，第２期曽於市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた重点プロジェクトを推進し，人口減少に対する様々なアプローチを行うことで，本市の持続的発展を図っていきます。

ウ　産業構造の変化，地域の経済的な立地特性，県の総合計画等における位置付け等に配慮した本市の社会経済的発展の方向の概要

本市の産業別就業者数の推移をみると，昭和50年当時で全就業人口の58.2％を占めていた第一次産業が，令和２年になると20.5％にまで減少を見せているのに対して，第二次産業は微増，第三次産業は増加傾向にあります。産業別人口全体が，昭和50年から令和２年にかけて，39％程度減少していることに加え，その内訳も大きく減少していることから，本市の基幹産業である第一次産業に従事する人，農林業の担い手が大幅に減少していることがうかがえます。

経済的な立地特性では，市の北部に隣接している宮崎県第２の都市である都城市まで20分，東南方向に位置する重要港湾で国際バルク戦略港湾に選定されている志布志港まで40分，大隅半島の最大の都市である鹿屋市まで50分，近年ＩＴ関連産業の進出により人口増加率の著しい国分隼人地区まで40分の距離であり，九州東部を縦断する東九州自動車道の整備及び都城志布志道路の整備が進んでいることで，これまで以上に鹿児島県の東の玄関口・交通の要衝としての役割が期待されています。

本市南部の大隅町には国の機関として，税務署，法務局，自衛隊鹿児島地方連絡部大隅募集事務所が国の合同庁舎内に，簡易裁判所・検察庁・職業安定所がその周辺部に設置されています。また，県の機関として，曽於畑地かんがい農業推進センター，大隅地域振興局県税課曽於市駐在機関，大隅地域振興局土木建築課曽於市駐在機関が設置されています。さらに，肉用牛の改良に関する試験研究や優良種雄牛の改良産出を行っている県肉用牛改良研究所もあり，その他の機関としては東洋一の規模を誇る曽於中央家畜市場も設置されています。

このような背景のもと，畑地かんがいなど農業基盤の整備によって，県下有数の畑作地帯，日本有数の畜産地帯が形成されています。また成熟度の高い林業地帯が形成されており，今後，県産材供給基地としても発展が期待されています。近年，農産物の輸入自由化，外材輸入量の増加など，農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており，競争力のあるブランドの確立が急務となっています。

このため，地域特性を活かした農林業，地場産業の育成や積極的な企業誘致を進め，地域経済の活性化を図る必要があります。農業については，環境保全型農業の推進や農産物を活用した特産品の開発，畑地かんがい整備により水を利用した園芸作物等の振興，後継者の確保と育成，農地の流動化による大規模農業，６次産業化の推進，農産物のブランド化を更に進め，新規就農者及び高齢者の積極的参入をすすめることで産業として魅力のある農業の振興を図ります。商業では，既存商店の特色ある活性化と後継者の確保・育成に取り組んでいきます。

⑵　人口及び産業の推移と動向

本市の総人口は，令和２年国勢調査時点で33,310人となっています。平成17年国勢調査では42,287人であることから，約15年間の間に約8,900人（年間 約590人）ほど減少しています。

また，総人口だけでなく，総人口に占める年齢構成については，合併当時の平成17年国勢調査では，年少人口（0～14歳）が5,229人（総人口の12.4%），生産年齢人口（15～64歳）が23,144人（総人口の54.7%），老年人口（65歳以上）が13,914人（総人口の32.9%）となっています。一方で，令和２年国勢調査では，年少人口が3,654人（総人口の10.9%），生産年齢人口が15,842人（総人口の47.5%），老年人口は13,814人（総人口の41.5%）となっていることから分かるように，年少人口と生産年齢人口は数・割合ともに減少しているのに対し，老年人口の占める割合は次第に増加しています。

また，男女の比率は，令和２年度の国勢調査で，男46.7%，女53.3%となっており，15年前に比べて極端な変化はありませんが，どちらかというと男が減少傾向になっています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計に基づくと，本市の人口は，令和27年には，平成27年を100%とした場合の55.8%に相当する20,416人まで減少すると予想されています。また，高齢化率は45%を越える見込みとなっています。

産業別の就業者数を比較すると，令和２年の国勢調査では，第一次産業は，就業者総数の20.5%，第二次産業は21.8%，第三次産業は57.7%となっています。全国的には，第一次産業従事者の割合は４%，第二次産業は25%，第三次産業は71%であり，本市における第一次産業の割合の大きさが分かります。就業者数は，生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴い，いずれの産業でも減少傾向にありますが，特に第一次産業での減少幅が大きくなっています。これまで，本市の基幹産業と言われてきた第一次産業ですが，中長期的にみた場合は担い手の減少により，産業自体の衰退も懸念されています。

表１－１⑴　人口の推移（国勢調査）

区　　分	昭和35年	昭和50年		平成２年		平成17年	
	実数	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
総　　数	人 68,644	人 49,765	% △27.5	人 47,492	% △4.6	人 42,287	% △11.0
0歳～14歳	26,520	11,163	△57.9	8,895	△20.3	5,229	△41.2
15歳～64歳	37,742	32,529	△13.8	29,465	△9.4	23,144	△21.5
うち 15歳～29歳 (a)	13,879	8,873	△36.1	6,166	△30.5	5,461	△11.4
65歳以上 (b)	4,382	6,073	38.6	9,132	50.4	13,914	52.4

(a)/総数 若年者比率	% 20.2	% 17.8	－	% 13.0	－	% 12.9	－
(b)/総数 高齢者比率	% 6.4	% 12.2	－	% 19.2	－	% 32.9	－

区　　分	平成27年		令和２年	
	実数	増加率	実数	増加率
総　　数	人 36,557	% △13.6	人 33,310	% △8.9
0歳～14歳	4,063	△22.3	3,654	△10.0
15歳～64歳	18,785	△18.9	15,842	△15.6
うち 15歳～ 29歳 (a)	3,607	△33.9	2,830	△21.5
65歳以上 (b)	13,709	△1.4	13,814	0.7
(a)/総数 若年者比率	% 9.9	－	% 8.5	－
(b)/総数 高齢者比率	% 37.5	－	% 41.5	－

表１－１ ⑵　人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所による本市将来推計人口）

		平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口　（人）		36,557	33,616	30,703	27,895	25,318	22,845	20,416
27年を100%とした場合 (%)		100.0	92.0	84.0	76.3	69.2	62.5	55.8
0歳～14歳	（人）	4,063	3,872	3,568	3,239	2,946	2,674	2,402
	（%）	11.1	11.5	11.6	11.6	11.6	11.7	11.8
15歳～64歳	（人）	18,785	15,835	13,524	11,992	10,827	9,816	8,784
	（%）	51.4	47.1	44.0	43.0	42.8	43.0	43.0
65歳以上	（人）	13,709	13,909	13,611	12,664	11,545	10,355	9,230
	（%）	37.5	41.4	44.3	45.4	45.6	45.3	45.2

表１－１ ⑶　産業別人口の動向（国勢調査）

区　　分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	実数	増加率	実数	増加率	実数	増加率
総　　数	人 34,983	人 26,311	% △24.7	人 24,716	% △6.1	人 20,987	% △15.1
第一次産業 就業人口比率	% 74.8	% 58.2	－	% 37.6	－	% 28.5	－
第二次産業 就業人口比率	% 6.8	% 13.8	－	% 25.1	－	% 22.8	－

第三次産業 就業人口比率	% 18.4	% 28.0	－	% 37.3	－	% 48.7	－

区　　分	平成27年		令和２年	
	実数	増加率	実数	増加率
総　　数	人 17,269	% △17.7	人 16,093	% △6.8
第一次産業 就業人口比率	% 21.5	－	% 20.5	－
第二次産業 就業人口比率	% 22.3	－	% 21.8	－
第三次産業 就業人口比率	% 56.2	－	% 57.7	－

⑶　曽於市の行財政の状況

近年の市町村を取り巻く情勢は，住民の日常社会における生活圏の広域化や，少子・高齢化の進行，大規模災害など環境が大きく変化してきており，地域住民の行政に対するニーズは高まり，市町村の行政需要も年々量的に増大するとともに複雑多岐にわたっています。

これらの諸課題に適切に対応し，住民に身近な自治体として，将来にわたって良質な行政サービスを安定的に供給し，住民の期待に応えていくためには，引き続き地方分権と行財政基盤の強化が不可欠であると考えられることから，今後も十分な行政サービスを提供できる体制づくりを更に推進します。

国は，財政状況における基本方針として，「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき，新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに，デジタル改革・グリーン社会の実現や，防災・減災，国土強靭化の推進，少子高齢化対策や働き方改革など，経済・財政一体となった改革を推進することとしています。

本市の財政運営も，国の厳しい財政状況を踏まえ，引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進し，国の取組と基調を合わせ取り組んでいきます。さらに，人口減少や高齢化の進行により，公共施設等の利用低下が見込まれることから，今後は公共施設等のあり方について，長期的な視点を持って，施設の統合や廃止，長寿命化などを計画的に行うことで，財政負担の軽減・平準化を図ります。

こうした状況を踏まえ，現在の行政サービスの水準を将来にわたって維持していくためには，簡素で効率的な行政システムの構築や徹底した行政改革を推進するとともに，効率的で持続可能な財政運営を図ることが急務となっています。

表１－２⑴　市財政の状況　　（単位：千円）

区　　分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額Ａ	23,956,081	26,316,556	27,221,130
一般財源	13,644,796	15,434,442	14,934,329
国庫支出金	2,710,525	2,886,572	3,013,117
都道府県支出金	2,523,779	1,857,640	2,083,985
地方債	3,646,700	3,331,200	2,977,400
うち過疎対策事業債	817,300	725,600	1,225,900
その他	1,430,281	2,806,702	4,212,299
歳出総額Ｂ	22,780,106	25,517,716	26,316,293
義務的経費	9,835,894	10,134,428	10,188,586
投資的経費	4,142,440	6,081,002	5,122,392
うち普通建設事業	4,108,710	5,840,838	4,155,213
その他	7,776,061	8,377,851	9,189,301
過疎対策事業費	1,025,711	924,435	1,816,014
歳入歳出差引額Ｃ（Ａ－Ｂ）	1,175,975	798,840	904,837
翌年度へ繰越すべき財源　Ｄ	345,077	157,103	261,977
実質収支　Ｃ－Ｄ	830,898	641,737	642,860
財政力指数	0.28	0.28	0.31
公債費負担比率	19.3	20.0	21.0
実質公債比率	12.2	6.2	6.5
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	86.3	87.8	90.2
将来負担比率	28.9	－	－
地方債現在高	24,587,188	27,121,305	24,787,209

上記区分については，地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づく

表１－２⑵　主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率（%）	23.6	36.8	49.1	59.08	67.57
舗装率（%）	76.1	88.8	94.0	95.35	96.40
農道					
延　長（m）	－	－	－	1,203,379	1,204,629
耕地1ha当たり農道延長（m）	91.9	107.8	143.0	－	－
林道					
延　長（m）	－	－	－	80,279	81,977
林野1ha当たり林道延長（m）	4.9	4.1	4.0	－	－
水道普及率（%）	64.8	83.3	86.9	83.3	93.9
水洗化率（%）	0.9	3.9	56.1	60.7	91.5
人口千人当たり病院, 診療所の病床数（床）	0	0	0	0.8	0.6

上記区分のうち「水洗化率」以外のものについては，公共施設状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づく

⑷　地域の持続的発展の基本方針

本市では「第２次曽於市総合振興計画」において曽於市の将来像を「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」と定め，将来像を実現するために以下のとおり政策の基本方向を定めています。本計画においても，将来像及び政策の基本方向は，「第２次曽於市総合振興計画」に即しながら，国及び県との連携のもとに，地域再生計画等を積極的に活用しながら，引き続き総合的かつ計画的な過疎対策を実施し，持続的発展を図っていきます。

ア　市民主役の協働のまちづくり

行政に求められる役割が日々多様化・高度化する中，財政難・職員の人手不足が課題になりつつあります。市民からの要望に最大限応えるためにも，事務の効率化や合理化を推し進めるとともに，市民に対して丁寧かつ心のこもったサービス提供に努めます。

また，今後の本市のまちづくりについては行政の視点だけではない新しい発想が必要不可欠です。そのため行政だけでなく，市民や地域，ＮＰＯやＮＧＯなど様々な主体がそれぞれのまちづくりの課題に応じて協力して取り組む動きをさらに加速させます。

イ　市民のこころ安らぐまちづくり

市民の「こころやすらぐ」生活にとって，「健康」そして「清潔」といった要素は必要不可欠です。市民が本市でいきいきと楽しく生活を送るために，市民の健康づくりを応援するとともに，気持ちがよい生活を送るため，ごみのない清潔なまちを維持し続けます。

また，様々な事情から支援を必要としている方に対しては，それぞれのニーズにあった福祉施策を展開し，中長期的に自立して生活できる支援活動を行います。

ウ　地域資源を活かし，活力とにぎわいのまちづくり

豊かな自然環境を生かした本市の産業ですが，内外の様々な環境の変化に直面し，後継者不足等の問題が現実のものになっています。また，人の定住のためには「本市の産業」が元気を

取り戻すことが何よりも重要です。

本市の基幹産業である農林業については，生産そのものに対する支援はもちろんのこと，商品開発や消費といった部分にも問題関心を広げ，様々な人や団体と連携する事で「そお」ブランドの魅力・価値をさらに高めます。

商工・観光については，商工業の相談・指導体制の強化による商店街の活性化を促進するとともに，豊かな自然や地域の特性を生かした観光への取組を目指します。

さらには，本市産業の担い手確保についても積極的に情報を発信・フォローをする事で，多くの若者が本市で充実した生活を送れるよう努めます。

エ　市民生活の土台を守るまちづくり

本市におけるあらゆるまちづくり活動は，本市のインフラが安全に利用できていることが前提です。本市のインフラの状態に常に注意を払い，市民が「当たり前」に利用できるよう維持管理に努めます。また，市民が安心して本市で生活を送るためには，災害が発生した際に迅速に対応することが重要です。災害に強いまちづくりをすすめ，訓練などを通じて市民一丸となった災害対策を推進します。

また，市民の生活の土台，基盤としての住居についてもその安全と量が十分に確保される必要があります。今後の定住者の受け皿として利活用できるよう維持管理に努めます。

オ　個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり

10年後，20年後の本市のまちづくりを担う若い世代に対して，学校・家庭・地域が連携することで，本市全体が若い世代を見守る体制を作ります。そして，若い世代だけではなく，あらゆる世代の市民が常に学び・自己を高め続ける場としての生涯学習やスポーツ活動を展開します。

また，地域で育まれた貴重な歴史・文化は本市の貴重な財産です。歴史・文化の保存・継承の強化を図るとともに，本市の新たな文化の創造にも積極的に取り組みます。

⑸　地域の持続的発展のための基本目標

令和２年３月にまとめた「第２期 曽於市 まち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン」によると，本市の人口減少問題の特徴は次のとおりとなっています。

特徴①　若年層（15歳～34歳）の転出が，人口減少の主な原因。

特徴②　自然増減以上に社会増減が本市の将来人口に大きな影響を与える。

これらに対し次の仮定を行い,独自推計に基づく将来人口推計を下図のように作成しています。

仮定①　合計特殊出生率の水準が令和７年に1.9,令和17年に人口置換水準である2.1に到達し，以後一定と仮定。

仮定②　令和７年までに，本市の過去の人口移動で転出者が最も少なかった時期である平成７年から平成12年の移動水準に回復し，それ以後一定であると仮定。

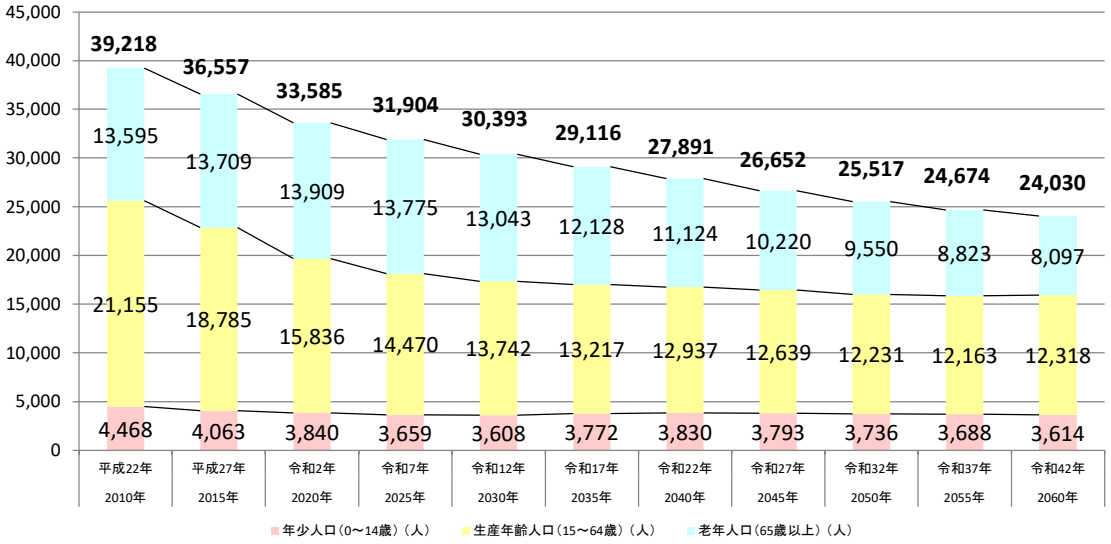

この表に基づき，令和７年度の本市の人口目標を定めます。また，将来人口に大きな影響を与える社会増減については，毎年５％改善するものとして目標を設定します。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
曽於市の人口	35,424人 （令和元年度）	31,904人 （令和７年度）
社会増減の数	△243人 （令和元年度）	△181人 （令和７年度）

⑹　計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については，毎年度振返りを行い，曽於市総合企画審議会に報告します。

⑺　計画期間

計画期間は，令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５年間とします。

⑻　公共施設等総合管理計画との整合

平成30年３月に策定した曽於市公共施設等総合管理計画においては，①保有総量の縮小による将来更新負担増の軽減，②長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減，③施設管理の効率化によるコスト削減の３つを基本方針としており，公共施設にかかる将来の財政負担の軽減・平準化につなげていくための施設マネジメントを行っていくこととしています。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備については，この曽於市公共施設等総合管理計画に基づき実施していきます。

2　移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

⑴　現状と問題点

本市は，若年層（15～34歳）を中心とし，転入者より転出者が多い状態です。これは，転出者向けに実施したアンケートで,「就職・転職・進学」が理由であるとの回答が最も高くなっています。

こうした若者の流出や，農業の担い手不足により，地域の活力が失われつつあり，人口減少対策や地域の担い手の確保が課題となっています。

また，本市に滞在する人（滞在人口）も全国的にみて低い水準にあります。そのため，定住するか否かを問わず，まずは本市に人を呼び込むための取組も必要になります。１人でも多くの人に本市の存在と魅力を認知してもらい，定住の候補地としてもらうため，本市の魅力と定住に向けた各種支援内容を効果的にＰＲすると同時に，交流体験事業やグリーンツーリズムといった観点から本市の魅力を「実感」してもらうための取組が必要です。

本市では，これまでも広域連携事務として，都城広域定住自立圏・大隅広域圏・都城北諸県広域圏・環霧島広域圏として他市町と連携し諸事業を一体的に取り組んでいます。こうしたネットワークを活用した地域間交流を今後も発展させることで本市の活性化を推進していくことが望まれます。

⑵　その対策

人口減少対策として，宅地分譲整備事業や市有地活用定住促進補助事業，住宅取得者への祝金支給，住宅リフォーム推進事業，空き家バンク登録住宅改修補助事業を実施し，市外からの定住を促し，地域の活性化を図ります。

また,「地域おこし協力隊」として，都市部の住民を委嘱し，地域ブランドや地場産品の開発・ＰＲや地域協力活動を行いながら，定住・定着並びに地域の活性化を図っていきます。

さらに，都城広域定住自立圏・大隅広域圏・都城北諸県広域圏・環霧島広域圏の一員として，広域観光案内パンフレット・広域観光ネットワーク調査などの諸事業を一体的に取組，既存の観光資源を有機的に結びつけ，さらなる交流拡大を図ることで本市の活性化を推進し，人材育成や広域的情報化の推進を図ります。

また，交流人口の増加を図るため，曽於市観光協会による観光・体験ツアー，特産品開発を積極的に支援し，地域資源を有効に活用し，広域交流を促進するための人材育成に努めます。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
宅地分譲整備地域数	－ （令和元年度）	２か所 （令和７年度）

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進，人材育成	⑴　移住・定住	宅地分譲整備事業	市	
	⑷　過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	空き屋バンク登録住宅改修補助事業 ［事業内容］ 空き家バンクの充実，改修補助 ［必 要 性］ 空き屋情報を必要とする人への情報発信と実際の有効活用を行うための改修等への支援が必要 ［事業効果］ 空き家の有効活用と定住促進が図られる	市	
		市有地活用定住促進補助事業 ［事業内容］ 市の所有する土地を購入し住宅を建築した者に対する土地購入費の一部補助 ［必 要 性］ 住宅用地取得者の負担軽減と市内への定住を促すために必要 ［事業効果］ 定住人口の増加，地域の活性化が図られる	市	
		定住住宅取得推進事業 ［事業内容］ 市内に定住のため住宅を取得した方に対する祝い金の支給 ［必 要 性］ 定住者の負担軽減と市内への定住を促すために必要 ［事業効果］ 定住促進が図られる	市	
		地域おこし協力隊事業 ［事業内容］ 都市地域から曽於市へ生活の拠点を移した者を，「地域おこし協力隊員」として委嘱し，一定期間地域に居住して，地域ブランド発信や地場産品の開発，ＰＲ等の地域おこし活動を行う ［必 要 性］ 観光振興や特産品販売，文化活動，広報活動を通じて，地域の活性化に繋げるために必要 ［事業効果］ 地域の活性化，定住促進が図られる	市	
		住宅リフォーム促進補助事業 ［事業内容］ 自己の居住する住宅の改修工事に対する補助 ［必 要 性］ 市民の生活環境の向上と定住促進を図るために必要 ［事業効果］ 住環境の向上及び定住促進並びに市内産業の雇用の創出及び活性化が図られる	市	

3　産業の振興

⑴　現状と問題点

農畜産物の輸入自由化，資材費の高騰等による環境変化の中で，農家の高齢化や後継者不足などにより担い手の減少や労働力不足と農業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあり，これらに対応した営農体系の確立や担い手の育成・確保が急務となっています。

食への「安心・安全」はもちろん，市場ニーズに対応した農畜産物を安定的に供給する食糧供給基地としての役割がますます期待されています。

本市は，茶・ユズ・ハクサイ・スイカ・黒豚・黒牛など地域を代表するブランド品目がありますが，現在実施されている畑地かんがい事業の完成による一大産地の形成が見込まれることから，６次産業化や農畜産物のさらなるブランド化を推進するとともに，地域内の耕作放棄地や遊休農地の有効活用，農業への企業参入に加え，先端技術の活用についても検討する必要があります。

ア　基盤整備

⑺　農業

本市の北部は大淀川支流域に開け，都城盆地の一角をなし，また南部は菱田川支流域に広がる地域となっており，山林地帯が多く，平均気温も県平均に比べやや低い冷涼地帯という特性をもっています。総面積の59％が山林に占められ，耕地のうち水田は大淀川・菱田川支流域に開け，冷涼な気候を利用した茶や野菜の栽培が行われています。

令和２年農林業センサスによると経営耕地面積4,224haの内訳は，水田1,002ha（23.7％），畑2,674ha（63.3％），樹園地他548ha（13％）となっており，県内の経営耕地面積に占める割合は６％であります。令和２年の農家戸数は1,750戸となっていますが，平成７年調査から令和２年調査までの10年間に1,418戸減少しています。そのような中，大規模農家や農業法人は増加の傾向であり，それに伴い農地集積や後継者による就農について徐々に改善の兆しが見えるようになってきました。しかしながら，就業者の年齢は60歳以上が59.5％と多少は改善されたものの，高齢化は喫緊の課題となっています。このように農家戸数が減少し，農業生産力が低下することが危惧されるなど，若い農業担い手の育成・確保が大きな課題となっています。

農業の大半は，畜産を主体に甘しょ・露地野菜を組み合わせた複合型農業が主となっています。

令和２年の農業生産額は47,017百万円で，耕種・畜産（飼料作を除く）別にみると，畜産が39,455百万円で全体の83.9％を占め，耕種は6,337百万円で13.5％となっています。

また，農地の整備状況は約68.7％完了し，地域の農業法人化も少しずつ進んでおり，畑地かんがい事業を中心とした効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに，スマート農業への取組みなど若者が希望をもって定着できる魅力ある農業を確立する必要があります。

表３－１　農地整備状況（令和元年度農業農村整備事業における市町村別整備水準調査）

項目	かんがい排水（用水）	かんがい排水（排水）	畑地かんがい	ほ場整備（全体）	ほ場整備（水田）	ほ場整備（畑）	農道整備
要整備量(ha)	2,988	2,988	3,664	6,123	2,071	4,052	1,050
整備済量(ha)	2,231	2,199	1,652	4,206	1,634	2,572	461
整　備　率	74.7%	73.6%	45.1%	68.7%	78.9%	63.5%	43.9%

⑷　林業

本市の総土地面積は39,014haで，森林面積は23,011haとなっており総土地面積の59％を占めており，森林面積のうち民有林面積は19,327haで森林面積の84％を占めています。

そして，スギ・ヒノキを主体とした人工林面積（国有林を除く）は14,314haで人工林率が74％であり，県内有数の林業地帯を形成しています。また，人工林のうち35年生以上の森林が12,669haで全体の89％を占めており，森林資源が充実してきています。

現在の林業・木材産業を取り巻く環境は，大型木材加工施設の整備等に伴い，一般用材の需要が増加傾向にあり県産材の木材供給量も年々増加傾向にあります。また，国産材価格についても一万円を超えている状況にあります。

林業労働力については，林業就業者数は減少傾向で推移しており，森林の適切な管理が困難な状況にあり，近年における皆伐面積の増加に伴い，荒廃した森林の増加や，再造林ができない森林が増加傾向にあります。このような問題を克服するため，森林環境譲与税事業等を活用し，適切な森林整備に努めます。

水源のかん養，土砂流出の防止及び土砂崩壊の防止，保健休養の場等の森林の持つ公益的機能の重要性が年々高まってきていることから，森林所有者及び地域住民の意向を踏まえ，森林環境保全を考慮した適切な森林管理による木材生産を推進する必要があります。今後は，持続可能な森林整備を維持するために，再造林を最重点課題として推進し，循環型の森林整備を確立する必要があります。

イ　経営近代化施設（農林業）

本市の基幹産業である農林業の振興を図るため，各生産組織の強化，生産技術の高位平準化，生産から流通・加工・販売の強化のために生産基盤の整備を進める必要があります。このため農林業関連近代化施設の設置・運営に努め，各部門における生産組織の育成と生産技術の向上による重点作物の振興，地域農業の再編を図る必要があります。

ウ　地場産業の振興

農林業の振興を図るためには，農林業の経営安定及び所得向上と農林産物の販路拡大・販売促進及び地産地消を含めた消費拡大を進めていく必要があるため，生産・加工・流通・販売について施設等の整備を検討する必要があります。

エ　企業誘致

本市はこれまで，一定の要件の下で市内に工場を新設又は増設する企業に用地取得，設備投資及び新たな地元雇用に対して補助金の交付や，当該事業に係る家屋及び償却資産並びにその敷地の土地に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税の特別措置を実施し，企業誘致活動に努めてきた結果，工場の新設や事業拡大に伴う工場の増設がなされるなど，一定の成果を上げてきました。

また，誘致のための工業団地を市土地開発公社が所有し，残りの分譲可能面積が約16,000㎡あり，今後も都市圏企業や地元企業の誘致を進め，新卒者やＵＩＪターン者の雇用の場の創出を図る必要があります。

現在，市内に閉校に伴う空き校舎などの未利用公有地等を有することから，民間の遊休地も含め，有効に活用する取組について検討を進めていく必要があります。

オ　商工業

本市の商業を取り巻く環境は極めて厳しく，特に近隣市町における大型店の出店による消費者の流出等，市内商業は大きな影響を受けています。

本市の商業は，令和元年鹿児島県統計年鑑によると324店舗，従業者数1,896人で，食料品及び日用・雑貨品の販売を中心とした小規模経営が主で，零細な商店が多い状況です。かつて，地域コミュニティの拠点として賑わいを創出していた旧町の中心商店街は，空店舗や店舗の老朽化が目立ち，商店が散在しており，地域経済活動の停滞が懸念されています。

本市の商業振興を図るためには，商業者の自助努力はもちろんのことですが，商業者・行政・地域住民が密接な関係を持ちながら，相談・指導体制の強化による活性化を促進するとともに，地域住民の生活基盤として，個性ある街並みや購買力を促進するための方策を検討する必要があります。

カ　観光又はレクリエーション

本市は，景観の美しい花房峡憩いの森・悠久の森・大川原峡・桐原の滝など自然を活かした森林レクリエーションの場に恵まれています。各施設においては更なる集客力確保のための整備拡充を図る必要性があり，今後積極的に施設整備を推進する必要があります。

また，市内には都市と農村の交流の場等として３つの交流（温泉）施設があり，市内及び近隣市町村からの利用者が多く，貴重な交流・癒しの場として機能しています。

今後，歴史・文化・自然体験などの目的に応じた多様な観光ネットワークの形成を推進する必要があります。

⑵　その対策

ア　基盤整備

⑺　農業

畑地かんがい事業の早期完了を促進するほか，ほ場整備などによる農業生産基盤を強化します。

また，農地流動化や支援体制の構築などを進め，農業後継者等育成対策事業により中核的担い手の育成及び新規就農者の確保に努めるとともに，経営的有用性（費用対効果）を考えたスマート農業の推進を図ります。

畜産については，肉用牛の高能力牛確保等による生産性の向上を図り，段階的な規模拡大による大規模経営の育成に努めるとともに，労力の削減や事故防止にかかる最新技術の導入や飼養環境の改善を進め経営の安定化を図ります。

また，養豚は優良系統豚の活用による高品質な黒豚の生産を推進し，養鶏は飼養管理技術や衛生管理技術の向上により生産性の向上とコスト削減を進めます。

耕種部門では，産地の形成のため曽於市畑地かんがい営農ビジョンと曽於市園芸産地活性化プランに基づいた畑作営農産地の育成，施設園芸の産地形成を図ります。茶については，適正な施肥・防除によるクリーンな茶づくりを進めながら，産地の維持拡大と銘柄確立を図ります。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
新規就農者支援事業対象者	195人 （令和元年度）	245人 （令和７年度）
曽於北部畑かん地区全体面積当たりの水利用率	4.5% （令和元年度）	10% （令和７年度）

⑷　林業

林業については，森林所有者の森林に対する経営管理の意向調査を実施して，適切な森林整備が実施できるよう助言及び指導を行います。その結果を踏まえ，森林経営計画の認定促進及び森林施業の集約化を推進します。

森林整備については，基盤整備である林道・作業道等の道路網整備を進め，各種の補助制度を活用した森林整備を実施するとともに，森林組合等の事業体の担い手確保や人材育成対策の強化を図り，林業従事者の確保に努めながら，計画的な再造林や除間伐を推進します。併せて，皆伐が行われた森林の状況把握を行い，適切な森林整備を行います。

また，森林を活用した特用林産事業を推進し，しいたけ栽培や枝物等の生産振興を推進します。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
再造林面積	144ha （令和元年度）	300ha （令和７年度）

イ　経営近代化施設（農林業）

基幹産業である農林業の振興を図るため，各生産組織の強化，生産技術の高位平準化，生産から流通・加工・販売の強化のために生産基盤施設の計画的な整備，更新，改修を進めます。

また，家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律の施行関連対策として，曽於市有機センターをはじめとする環境保全対策施設等の整備・更新・改修を計画的に実施します。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
ゆず栽培面積	95ha （令和元年度）	100ha （令和７年度）

ウ　地場産業の振興

地場産品のブランド化と販路拡大及び地産地消を含めた消費拡大を進めながら，生産・加工・流通・販売の強化のための施設等の整備を進め，持続可能な農林業の振興を図ります。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
ゆず出荷量	1,210t （令和元年度）	1,400t （令和７年度）

エ　企業誘致

新卒者やＵＩＪターン者の雇用の場を創出し，地域労働力の地元雇用への定着，新たな税収の確保を図るためにも，今後も都市圏企業や地元企業の誘致活動を積極的に進めます。そのため誘致企業への用地取得・設備投資・雇用促進に対する各種助成や，当該事業に係る家屋及び償却資産等に対する固定資産税の課税免除等の特別措置を引き続き実施し，充実を図ります。

このため，企業誘致活動について県や関係機関との連携を図り，本市の基幹産業である農林畜産業の振興に結びつく産業や地域資源を活用した産業などの誘致に取り組みます。

また，企業誘致の受け皿となる工業団地等の用地が不足してきていることから，未利用の公有地及び民有地，貸工場の情報を共有し，企業の様々なニーズに対応し得るよう努めます。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
企業立地（新設・増設）の企業数	３社 （令和元年度）	３社 （令和７年度）

オ　商工業

消費者視点に立った商業振興を図り，魅力ある商業環境づくりを推進します。商工業者の一層の自助努力を促すとともに，商工会との連携を強化し，地元商業の活性化に努め，消費者の市外への流出抑制策を展開し，購買力を高める運動を推進します。

また，起業家の育成・創業者の支援を商工会と協力しながら実施し，雇用の創出と地域経済活動の活性化のため，キャッシュレス化をはじめとする商店の近代化の促進，各種情報の収集及び発信を実施していきます。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
店舗新築・改築補助金	10件 （令和元年度）	10件 （令和７年度）

カ　観光又はレクリエーション

花房峡憩いの森・悠久の森・大川原峡など森林レクリエーション施設をはじめ，主要な観光施設の整備充実を図るとともに，歴史・文化・自然体験などの目的に応じた多様な観光ネットワークの形成を推進します。

そして，グリーン・ツーリズムや観光農園，キャンプ場など豊富な自然資源を活かした体験型・滞在型の観光・レクリエーションの展開を推進し，関連施設の集客力確保のための整備拡充・修繕改修を計画的に実施します。

各地域の歴史や文化を活かし年間を通じてイベントを計画し，効果的なＰＲによる集客増及び交流促進を図り，環霧島会議，霧島ジオパーク推進連絡協議会，大隅広域観光開発推進会議，日南・大隅地区観光連絡協議会など広域連携による観光推進体制の強化を図ります。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
観光ツアー事業	63回 （令和元年度）	80回 （令和７年度）

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　産業の振興	⑴　基盤整備 農業	農業・農村活性化推進施設等整備事業	市	
		かごしまの農業未来創造支援事業	市	追加
		（非公共）農業水路等長寿命化・防災減災事業　曽於東部地区（大沢津支線他４線）	県	
		（非公共）農業水路等長寿命化・防災減災事業　高松地区	県	
		（非公共）農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金（ハード）　大隅田地区	県	
		（非公共）農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金（ハード）　蓑原水路・蓑原頭首工	県	
		シラス対策事業負担金（竹山地区）	県	
		中山間地域農業農村総合整備事業負担金（第二大隅）	県	
		農村振興総合整備事業負担金（末吉地区）	県	
		農村地域防災減災事業負担金（笠木地区）	県	
		~~農村地域防災減災事業負担金（曽於地区）~~	~~県~~	中止
		農地整備事業（畑地帯担い手支援型）負担金（大隅南地区）	県	
		農地中間管理機構関連農地整備事業負担金（農業競争力強化農地整備事業）七村地区	県	
		畑地帯総合整備事業負担金（第一曽於北部２期地区）	県	
		畑地帯総合整備事業負担金（第五曽於北部地区）	県	
		畑地帯総合整備事業負担金（第三曽於北部１期・２期地区）	県	
		畑地帯総合整備事業負担金（第四曽於北部地区）	県	
		畑地帯総合整備事業負担金（第二曽於北部２期地区）	県	
		土地改良施設維持管理適正化事業（笠木原地区）	市	

		土地改良施設維持管理適正化事業（上荒取水門）	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業（上荒水路）	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業（上荒土砂吐門）	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業（新田場地区）	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業（中谷渡地区）	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業（天神領地区）	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業（猫塚地区）	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業（飯田地区）	市	
		土地改良施設維持管理適正化事業（二瀬元地区）	市	追加
		農地耕作条件改善事業（新田場地区）	市	
		水利施設等保全高度化事業（笠木地区）	市	追加
		水利施設等保全高度化事業（新田場地区）	市	追加
		農業水路等長寿命化防災・減災事業（松田地区・浅井地区）	市	追加
	林業	~~市単独間伐，再造林及び下刈促進対策事業~~	~~森林組合~~	~~申出~~
		市有林管理費	市・森林組合	
	⑶　経営近代化施設 農業	有機センター管理費	市	
	⑷　地場産業の振興 試験研究施設	南九州畜産獣医学拠点整備事業	市	
	加工施設	ゆず加工施設管理費	市	
		ゆず加工施設整備事業	市	追加
	⑼　観光又はレクリエーション	弥五郎伝説の里施設改修事業（施設内外の改修工事）	市	
		南九州畜産獣医学拠点事業（競馬振興特別事業分）	市	追加

		南九州畜産獣医学拠点事業（周辺整備事業分）	市	追加
		メセナ住吉交流センター管理費	市	
		大川原峡周辺公園整備事業	市	
		溝ノ口洞穴整備事業	市	追加
	⑽ 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業後継者等育成対策事業費 ［事業内容］ 曽於市で新規に営農を開始する方への補助 ［必 要 性］ 農業就業者の減少や高齢化が進む中，農村の持続的な発展を図るため ［事業効果］ 新規就農者の確保及び担い手の育成が図られる	市	
		畜産振興協議会事業 ［事業内容］ 畜産振興を図るための市畜産振興協議会への補助金 ［必 要 性］ 本市の基幹産業である畜産の振興を図るために必要 ［事業効果］ 肉用牛・豚の導入保留，改良増殖を促進し畜産のまちづくりの推進が図られる	市	
		繁殖雌牛導入保留対策事業 ［事業内容］ 繁殖雌牛を導入保留することに対しての補助金 ［必 要 性］ 肉用牛生産基盤の確保と維持拡大を図るために必要 ［事業効果］ 繁殖雌牛の維持拡大が図られる	市	
		肥育素牛導入保留対策事業 ［事業内容］ 肥育素牛を導入保留することに対する補助金 ［必 要 性］ 肥育基盤の確保と経営安定を図るために必要 ［事業効果］ 肥育頭数の維持拡大が図られる	市	
		畜産生産基盤施設整備事業 ［事業内容］ 畜産生産の基盤となる施設を整備することに対する補助金 ［必 要 性］ 本市の基幹産業である畜産振興を図るために必要 ［事業効果］ 畜産経営の基盤強化が図られる	市	
		農業総務事務費（農業公社運営負担金） ［事業内容］ 曽於市，そお鹿児島農協で設立した農業公社への運営負担金 ［必 要 性］ 高齢化による担い手不足や耕作放棄地の拡大，生産コストの増加等，生産基盤の維持が大きな課題となっている ［事業効果］ 曽於市の農業振興と農村の活性化に関する事業を行い，農業者の経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持・発展が図られる	市	

		中山間地域等直接支払交付金 ［事業内容］ 　中山間地域等において農業生産活動を維持することに対する補助金 ［必要性］ 　農業生産条件が不利な地域において多面的機能の確保を図るため必要 ［事業効果］ 　耕作放棄地の発生防止・多面的機能の増進により，農業者の生産意欲の向上が図られる	市	
		鳥獣対策事業（イノシシ等被害防止事業） ［事業内容］ 　イノシシ等による農作物被害を防止するための電気柵設置補助 ［必 要 性］ 　イノシシ等による農作物被害を未然に防止するために必要 ［事業効果］ 　農業被害が軽減され，農業者の生産意欲の向上が図られる	市	
		鳥獣対策事業（捕獲活動整備事業） ［事業内容］ 　荒廃した里道の整備に補助することにより，人等の立ち入りが困難だった山林において，農業被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲活動を実施する。 ［必 要 性］ 　農業被害を及ぼすイノシシ等のより効果的な捕獲活動の実施に必要 ［事業効果］ 　農業被害を及ぼす有害鳥獣のより効果的な捕獲を実現することにより，農業被害が軽減され，農業者の生産意欲の向上が図られる	市	追加
		鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除事業） ［事業内容］ 　野生鳥獣による農作物被害を軽減させるため，捕獲隊による鳥獣捕獲対策を実施する ［必 要 性］ 　増加傾向にある鳥獣を捕獲して，農作物被害を軽減させるために必要 ［事業効果］ 　農作物被害を軽減させて，農家の生産意欲の向上が図られる	市	
		鳥獣対策事業（被害防止対策整備事業） ［事業内容］ 　有害鳥獣による農業被害から農地を守るための鳥獣害被害防止施設の設置補助 ［必 要 性］ 　イノシシ等による農業被害を未然に防止するために必要 ［事業効果］ 　農業被害が軽減され，農業者の生産意欲の向上が図られる	市	追加
		森林・林業振興事業（林業担い手育成基金事業） ［事業内容］ 　森林組合が雇用する林業従事者に係る社会保険等の掛金の一部助成 ［必 要 性］ 　林業従事者の社会保険等の助成により林業担い手の育成と確保を図る ［事業効果］	森林 組合	

		林業従事者の育成と確保が図られる		
	商工業・６次産業化	店舗新築・改築補助事業 ［事業内容］ 商工業者が店舗の新築・改築に要する経費の一部を助成する補助金 ［必 要 性］ 商工業者の新規事業・事業継続の負担軽減を行うことで，地域商工業の発展を目的とする ［事業効果］ 雇用の創出，後継者の育成及び地域経済の活性化が図られる	市	
		商工業新規就業者支援事業~~補助~~ ［事業内容］ 認定を受けた商工業新規就業者に対する支援を行うための補助金 ［必 要 性］ 事業者が開業・事業継承のために必要とする経費の負担軽減を行うことにより，地域商工業の発展に寄与するため ［事業効果］ 新規就業者及び後継者の育成並びに地域経済の活性化が図られる	市	変更
		６次産業化支援事業 ［事業内容］ 地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等を行い新たな付加価値を生み出すための補助金 ［必 要 性］ 曽於市産の農林・畜産物の新たな付加価値を生み出すために必要 ［事業効果］ 一次，二次，三次産業が一体となった取り組みで，所得向上と雇用創出が図られる	個人・団体等	
	観光	大隅広域観光開発推進会議，日南・大隅地区観光連絡協議会，霧島ジオパーク推進連絡協議会 ［事業内容］ 大隅広域，日南・大隅地区及び環霧島地域の観光開発推進と観光事業の発展 ［必 要 性］ 広域的な観光開発等を行うため，近隣地域との連携が必要 ［事業効果］ 近隣地域と連携を図りながら取り組むことにより，広域的な観光開発及び観光事業普及を行える	各協議会	
		観光協会補助事業 ［事業内容］ 観光協会に補助金を交付し，観光事業の振興と物産の販売促進を図らせ，地域産業の発展と社会福祉の向上に寄与する ［必 要 性］ 観光協会による専門的な知識や技術をもつ職員の育成を行うため必要 ［事業効果］ 観光協会が特色ある観光及び特産品の発信源となることにより，市のＰＲへ繋がる	曽於市観光協会	
	企業誘致	企業誘致推進事業 ［事業内容］ 支援員の配置，ターゲット企業の拡大，Ｕターンの若年層雇用の確保 ［必 要 性］ 大都市圏に支援員を配置することで，企業へ訪問活動を行いながら，曽於市への新規事業所等の立地を推進するた	市	

		めに必要 ［事業効果］ 　市内への企業誘致と誘致企業の振興が図られる		
		企業立地促進助成事業（雇用助成） ［事業内容］ 　新規地元雇用者１人当たり10万円とし，１工場当たり年1,000万円を限度として工場設置後３年間補助金を交付 ［必 要 性］ 　新設・増設する誘致企業の初期投資を軽減し，地元雇用者の確保と拡大を図るために必要 ［事業効果］ 　地元雇用の確保と拡大，若年層の定住化が図られる	市	
		企業立地促進助成事業（立地助成） ［事業内容］ 　4,000万円を上限とし，新設・増設に投資した額及び用地の取得価格の10％を助成 ［必 要 性］ 　新設・増設する誘致企業の初期投資の軽減と早期本格安定稼働のために助成が必要 ［事業効果］ 　雇用の確保と拡大が図られる	市	
		雇用創出関連施設等整備補助金 ［事業内容］ 　市内に工場等関連施設を新設，増設又は移設する者に対して補助金を交付 ［必 要 性］ 　雇用機会の拡大及び産業の振興を図るため必要 ［事業効果］ 　雇用機会の創出・拡大が図られる	市	

⑷　産業振興促進事項

ア　産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	製造業，情報サービス業等，農林水産物等販売業，旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月31日	

イ　当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記⑵その対策及び⑶計画のとおり

⑸　公共施設等総合管理計画等の整合

曽於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，整合性を図りながら，過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4　地域における情報化

⑴　現状と問題点

本市では，行政連絡の充実や防災のため，自設有線やＮＴＴオフトークサービスを利用していましたが，平成27年度において放送施設の整備を行い，コミュニティＦＭ放送を開始し，同時に各世帯に自動起動機能付きの防災ラジオを配布することにより，非常時における防災情報の伝達手段としての機能を発揮しています。加えて，地域情報や娯楽番組など多種多様な放送により，地域の活性化を図っています。今後は，台風等災害時の難聴地域解消と聴者数の増が課題となっています。

また，地上デジタルテレビ放送の難視聴地域の解消を図るため，テレビ難視聴地域の解消のための施策を行っています。今後は設置した受信機等の修繕や更新への対応が課題となっています。

インターネット環境については，高速インターネット接続が可能であるＡＤＳＬは市内交換局全てが対応できるようになりましたが，ＡＤＳＬの特性として交換局から遠方にある地域においては満足できる高速インターネットが利用できないため，今日の情報化時代に対応した超高速インターネット環境となる光ファイバー網整備が緊急な課題となっており，それと併せた住民サービスの向上と情報公開を推進していくことが求められています。

⑵　その対策

市民から親しまれるコミュニティＦＭ放送にするため，放送内容や放送体制の充実と防災放送としての機能を高めます。

また，難視聴地域に暮らす市民が継続的に視聴できるよう，共同受信施設の維持管理等を支援します。

地域情報化については，超高速インターネット環境である光ファイバー網整備について，デジタルインフラ整備を実施します。また，行政情報化については，各種基盤整備事業等を活用し，行政・学校での効率的な運用を図ります。そして，インターネットを活用し行政と住民をネットワークで結び，公共施設の予約案内，電子メールによる行政相談，観光イベント情報，生涯学習講座の案内・パブリックコメントの実施等を行い，地域住民の利便性の向上が図れるシステム構築を行います。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
防災ラジオ聴者数	25,000人 （令和元年度）	27,000人 （令和７年度）

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　地域における情報化	⑵　過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地上デジタル放送難視聴地域解消事業 ［事業内容］ 施設改修に対する補助金及び交付金 ［必 要 性］ 共聴組合が所有する施設の老朽化に対し，改修等の支援を行うことが必要 ［事業効果］ 市民の情報取得機会の均等が図られる	市	
		情報発信事業 ［事業内容］ 市報「そお」の発行，ホームページ管理，コミュニティＦＭ運営費の負担金 ［必 要 性］ 曽於市内外に施策・制度・案内等を広報し，情報発信を行うために必要 ［事業効果］ 市民等への市政情報の幅広い周知が図られる	市	

5　交通施設の整備，交通手段の確保

⑴　現状と問題点

道路は日常生活や経済活動など社会生活の基盤であるとともに，さまざまな空間機能を有する公共施設です。

本市の道路網は，南北に国道269号が走り，中央部を東西に国道10号が横断しています。また，東部の宮崎県との県境の一部には国道222号が延びており，特に市西部に位置する東九州自動車道の加治木ＪＣＴから鹿屋串良ＪＣＴ間の末吉財部ＩＣ及び曽於弥五郎ＩＣは，本市の活性化に大きな役割を果たすものとなっています。

県道は23路線が市内を網の目状に延びています。また，通称「そお街道」が市のほぼ中心を南北に走っています。これらに市道が連結し市内の各地域に通じています。

こうした道路網も計画的に整備してきましたが，輸送量の増加や車両の大型化に伴い，舗装の損傷が進んでいます。

市道においては未改良の路線も未だ多く，今後も計画的な整備が必要となっています。また，高齢化社会の中での交通安全対策や安心・安全な道路整備と環境整備も重要な課題となっています。

ア　高規格幹線道路及び地域高規格道路

平成14年３月に東九州自動車道の国分ＩＣ～末吉財部ＩＣ間が開通し，平成22年３月に末吉財部ＩＣ～曽於弥五郎ＩＣ間，平成26年12月に曽於弥五郎ＩＣ～鹿屋串良ＪＣＴ間が開通しました。また，令和３年７月17日には，志布志ＩＣ～鹿屋串良ＪＣＴ間が開通しました。

地域高規格道路においては，市の東部を都城志布志道路（総延長約44km）が平成６年12月に計画路線に指定され，国及び鹿児島県，宮崎県において事業が進められています。令和２年度には，有明東ＩＣ～志布志ＩＣ間(約3.6km)，県境区間である金御岳ＩＣ～末吉ＩＣ間(約5.8km)が供用開始され，全体の供用率が73％となりました。また，令和３年度には，乙房ＩＣ～横市ＩＣ間（約3.0km）の供用開始が予定されており，全体の供用率は約80％となります。

これにより，農林畜産業の活性化，企業誘致や新たな雇用創出，救急医療体制の確立，災害発生時のネットワーク機能の確保等多くの分野で大きな役割を果たすことが期待できるため，早期の全線開通が求められています。

また，かごしま新広域道路交通計画において位置付けられている東九州自動車道と都城志布志道路を結ぶ曽於志布志道路等の新たな広域道路ネットワークの充実・強化を図るため，今後事業推進に向けて官民一体となって取り組み，豊かで快適な暮らしの実現と活力ある地域づくりを図ることが求められています。

イ　国道

宮崎県と鹿児島県を結ぶ国道10号が，本市の中央部を横断しており，宮崎県から大隅半島の南端までを結ぶ国道269号が，本市の中心部を縦断しています。また，宮崎県都城市と日南市を結ぶ国道222号が，本市東部の宮崎県との県境の一部を走っています。

国道における整備は進んでいますが，交通安全施設（歩道）の未設置区間があり，その整備促進が必要となっています。

ウ　県道

県道は主要地方道が，都城隼人線・志布志福山線・南之郷志布志線・垂水南之郷線の４路線と一般県道の19路線が市内を網の目状に走っています。

県道においては，改良率の低い路線や交通安全施設の未整備区間もあり，これらの早期改良整備が必要となっています。このため，県道と市道の計画的な整備を促進し，地域の活性化や地域づくりとの一体的整備を図ることが求められています。

エ　市道

市道は，住民の通勤・通学・買い物などの社会生活と密接し，日常生活に欠かすことのできない生活道路として広く利用されており，市内全域には1,037路線，総延長が954,626mとなっており，集落間を縦横に結んでいます。

主要路線の１級市道の125,049mは改良率82.4％（令和２年４月１日現在），２級市道の130,031mは改良率69.6％（同），その他の市道699,546mは改良率65.3％（同）であり，主要な路線については整備が進んでいますが，自動車は日常生活に欠かせなく，輸送車両は大型化し，救急や防災などの緊急時の対応など，今後ますます生活環境が変化することが予想され，十分適応できるよう，さらなる市道の計画的改良と均衡ある整備が必要となっています。

表５－１　市道の状況（令和２年４月１日現在）

等級	路線数	総延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
		m	m	%	m	%
１級	34	125,049	103,000	82.4	125,049	100.0
２級	54	130,031	90,550	69.6	130,031	100.0
その他	949	699,546	456,518	65.3	664,617	95.0
合計	1,037	954,626	650,068	68.1	919,697	96.3

オ　農林道

本市の主要産業である農林業の生産基盤として，また，農村集落の日常生活を支える基盤として農林道の役割は大きく，重要な道路です。さらに，市道の補完的役割を果たしています。

農林道の整備については，基盤整備などと一体的に整備し，一定の受益者負担の合意を得ながら整備の促進と持続的な維持管理を図る必要があります。

カ　交通機関

⑺　バス

本市のバスは，鹿児島交通㈱・宮崎交通㈱・㈲高崎観光バスの３社が運行しており，この路線は，市内をはじめ鹿屋市・霧島市・志布志市・宮崎県都城市へ通勤・通学・通院などの交通手段として利用されています。

また，本市では，民間バス業者が運行していない路線区間において，曽於市で思いやりタクシーや思いやりバス・通学バスを独自に運行しています。特に曽於市内の５社の事業者が運行する思いやりタクシーは，本市の自治会をほぼ全て網羅しており地域住民の貴重な交通手段となっています。

しかし，過疎化や自家用車の普及により，これらの利用者は少なく，年々増加傾向にある運行補助が課題となっています。曽於市思いやりタクシー等の運行計画の見直しや，運行事業者や市民と利用増に関しての話し合いを行う必要があります。また，現行バス路線の維持方策など，公共交通機能の充実も図る必要があります。

⑴　ＪＲ線

本市のＪＲ線は，市の北部を日豊本線が横断し，財部駅・北俣駅・大隅大川原駅と３つの無人駅を有しています。

ＪＲ線沿線都市への通勤・通学・買い物などに利用されていますが，運行本数の減少や自家用車の普及により利用者は減少しており，市とＪＲ九州でその対策を図る必要があります。

３駅のうち財部駅，大隅大川原駅については，ＪＲ九州との連携により改修工事が終了しているため，今後は本市における鉄道の玄関口にふさわしい施設としての周辺設備を整備していく必要があります。

⑵　その対策

道路交通体系については，社会生活や経済活動を発展させる基盤として重要な役割を果たしています。車社会の急速な進展と経済活動，余暇活動の広域化に対応するため，各関係機関がそれぞれの役割に応じ，その機能を合理的に分担しながら，総合交通体系の確立を図ります。

高度情報化が急速に現実化する中で，パソコン・スマートフォン・タブレットといった従来型のＩＣＴ端末のみでなく，様々な「モノ」がセンサーと無線を介してインターネットの一部を構成する意味では，現在進みつつあるユビキタスネットワークの構築は「モノのインターネット」（ＩｏＴ）というキーワードで表現されます。ニーズの観点からは，本市の場合，自然災害対策，インフラの老朽化に伴う安全・安心の確保，生産性の向上といった社会的課題に対してＩＣＴ（とりわけＩｏＴのコンセプト）による解決が期待されます。

※ユビキタス・・・ユビキタスとは「どこにでもある」という意味で，どこからでもコンピュータを利用できる環境をいう。

ア　高規格幹線道路及び地域高規格道路

高規格幹線道路については，東九州自動車道の末吉財部ＩＣ～志布志ＩＣ間が令和３年度に供用開始され，残りの志布志ＩＣ～串間・日南までの未事業化区間も含めて関係自治体が連携し，早期完成が図られるよう関係機関との調整を進めます。地域高規格道路については，都城志布志道路建設促進協議会（事務局：都城市）の構成市と連携を図り，全線の早期開通を実現させるため積極的に取り組みます。

また，かごしま新広域道路交通計画において位置付けられている東九州自動車道と都城志布志道路を結ぶ曽於志布志道路等の新たな広域道路ネットワークの充実・強化を図るため，早期実現を目指し，地域が一丸となって積極的に取り組みます。

イ　国道

主要な国道である10号・269号・222号とも改良率・舗装率ともに100％ですが，交通安全施設（歩道や交差点）整備などについては，今後，関係機関との連携により早期整備を促進します。

ウ　県道

県道については，改良率100％路線は10路線で，13路線は一部未改良や今後改良の必要な路線があるため，各関係機関との密接な連携のもとに早期改良促進を図ります。

特に改良率の低い路線については，その対策を関係機関に要請します。

エ　市道

地域住民に密着した市道は，安全な地域交通網としての体系を確保するため，その改良・舗装・安全施設などについて，財政状況や他の事業との関連性を考慮しながら，計画的・効率的・効果的な整備を促進し，地域の活性化と日常生活の利便性の向上を図ります。

また，市道・橋梁の安全対策を進めるとともに，維持管理・保全及び環境整備を図ります。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
市道の改良整備促進	645,000m （令和元年度）	660,000m （令和７年度）
橋梁等重要構造物の点検・修繕	14橋 （令和元年度）	23橋 （令和７年度）

オ　農林道

農道・林道は，地域農林業の基盤となる路線であるため，国や県の制度を効果的に活用しながら，計画的に整備します。

また，農道舗装については，補助事業を活用し計画的な整備を行います。

カ　交通機関

⑺　バス

バスの利用客は減少傾向にありますが，既存民間バス路線においては，利用者の利便性・安全性の向上を図るため，平成17年４月よりバスＩＣカード（共通ＩＣ乗車カードシステム）を導入しています。今後も関係機関と連携してバス利用の促進と活性化を図ります。

曽於市思いやりタクシー・思いやりバスについては，運行回数・時間帯・方法等を検討し，市民生活の利便性・移動手段の確保を図ります。

また，財部駅を基点・活用した運行体系の利便性を高め，ＪＲ日豊線からの交通アクセスの整備を図ります。

その他にも諸施策を検討し，地域住民の公共交通確保・交通の利便性を考慮し，関係機関と連携しながらバス路線の存続確保に努めます。

※共通ＩＣ乗車カードシステム・・・銀行カードとほぼ同じ大きさで，中に大容量のデータが蓄積できる中央処理装置（CPU）を備える。読み取り機は乗車口と降車口の２か所に設け，乗客は乗り降りの際，それぞれカードをかざせば，運賃が自動的に引き落とされる。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
思いやりバス・タクシーの乗車数	51,334人 （令和元年度）	51,000人 （令和７年度）

⑴　ＪＲ線

ＪＲ線も利用者の減少により，厳しい現状にありますが，ＪＲ九州をはじめとする関係機関と協議を進め，財部駅・大隅大川原駅周辺の整備，列車本数の増便や路線バスとの有機的連携を図り，利用者の利便性の確保・拡充に努めます。

⑶　計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4　交通施設の整備,交通手段の確保	⑴　市町村道 道路	住民生活道路整備事業(市単独) 改良舗装45路線　L=2,682m	市	
		過疎対策事業　伊屋松・新留線改良舗装 延長 450m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　桂・二重堀線改良舗装 延長620m　幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業　後迫・鶴木線改良舗装 延長 600m　幅員 5.0m	市	
		~~過疎対策事業　国原・徳留線改良舗装~~ ~~延長 1,200m　幅員 4.0m~~	~~市~~	中止
		過疎対策事業　紺垣線改良舗装 延長 556m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　寺田・上之馬場線改良舗装 延長 200m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　七村４号線改良舗装 延長 120m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　種子田・入佐線改良舗装 延長 740m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　石ケ牟礼・里脇線改良舗装 延長 650m　幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業　切通・杢比野線改良舗装 延長 310m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　川内・橋野線改良舗装 延長 100m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　川路山・中須田木線改良舗装 延長 400m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　船迫線改良舗装 延長 350m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　蔵之町・五位塚線改良舗装 延長 328m　幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業　蔵之町・後迫線舗装 延長 330m　幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業　大良線改良舗装 延長 366m　幅員5.0m	市	
		過疎対策事業　谷川内線改良舗装 延長200m　幅員5.0m　測量・用地	市	
		過疎対策事業　炭床・高松線改良舗装 延長 190m　幅員 5.0m	市	

		過疎対策事業　中高松・西福留線改良舗装 延長 500m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　土成・柳井谷線改良舗装 延長520m　幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業　湯田・榎木段線改良舗装 延長100m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　二重掘・北線改良舗装 延長 500m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　二反久保・中原線改良舗装 延長 180m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　馬場・中園線改良舗装 延長 181m　幅員 11.0m	市	
		過疎対策事業　片蓋・柿木線改良舗装 延長 150m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　杢比野・八ヶ代線改良舗装 延長 700m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　麓・橋野線改良 延長 400m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　椿井・岩南線改良舗装 延長 290m　幅員 6.0m	市	
		社会資本整備総合交付金事業　河原・飛佐線改良舗装 延長 570m　幅員 7.0m	市	
		社会資本整備総合交付金事業　正部・十文字線改良舗装 延長 3,916m　幅員 7.0m	市	
		公共施設等適正管理推進事業債　市道舗装等修繕工事 延長 2,390m　幅員 5.5～7.0m	市	
		過疎対策事業　切通・七村線改良舗装 延長 120m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　神牟礼・三文字線改良舗装 延長 300m　幅員 6.0m	市	
		過疎対策事業　原口・堂園上線改良舗装 延長 400m　幅員 5.0m	市	追加
		過疎対策事業　小倉・坂下線改良舗装 延長 200m　幅員 5.0m	市	追加
		過疎対策事業　緩毛原・七村線改良舗装延長　200m　幅員7.0m	市	追加
		過疎対策事業　馬場・河原線改良舗装延長 800m　幅員 7.0m	市	追加
		過疎対策事業　橋野・住吉線改良舗装　延長　200m　幅員 5.5m	市	追加
		緊急自然災害防止対策事業　長迫線 延長　10m	市	追加

		緊急自然災害防止対策事業　新留線 延長　40m	市	追加
		緊急自然災害防止対策事業　富田・永田迫線　延長 10m	市	追加
		緊急自然災害防止対策事業　三枝・田代谷線　延長 10m	市	追加
		過疎対策事業　阿邪里２号線改良舗装 延長60m　幅員7.0m	市	追加
	橋りょう	過疎対策事業　橋梁架け替え上鶴橋 延長 30m　幅員 5.0m	市	
		過疎対策事業　橋梁架け替え大手橋（湯之尻・福留線） 延長 50m　　幅員 10m　　橋梁 19m	市	
		橋梁長寿命化修繕事業　橋梁修繕・点検 （橋梁数209橋・トンネル１か所）	市	
	その他	排水路整備事業 側溝・蓋版設置 L=6,103m　58路線	市	
		交通安全施設整備事業 （区画線，防護柵，街灯，標識の設置）	市	
	⑵　農道	農山漁村地域整備交付金農地整備事業負担金（曽於北部地区）　農道整備L=9,943m	県	
		電源立地地域対策交付金事業（八合原地区）	市	
		市単独土地改良事業　泊ヶ山線改良舗装工事 延長 270m　幅員 4m	市	追加
	⑼　過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	交通対策事業（思いやりタクシー・バス運行補助事業） ［事業内容］ 　思いやりタクシー30路線，思いやりバス１路線に対する運行補助 ［必 要 性］ 　交通手段が無い地域において，高齢者等の交通弱者の交通手段の確保に必要 ［事業効果］ 　農村部と都市部の交流促進と福祉の向上が図られる	市	
		交通対策事業（廃止代替・地域間幹線系統バス運行補助事業） ［事業内容］ 　民間廃止バス路線の廃止代替バス13系統，地域間幹線系統バス３系統の運行補助 ［必 要 性］ 　民間では採算がとれず廃線となる市内の生活交通路線の運行を継続するために必要 ［事業効果］ 　地域住民の福祉の向上が図られる	市	
	⑽　その他	道路維持事業（道路伐採委託，自治会道路清掃，維持補修委託，側溝・舗装修繕，道路台帳整備）	市	
		~~東九州自動車道土事用道路の用地業務 （荒谷地区，小松地区，炭床・大谷地区，炭床地区）~~	~~市~~	中止

6　生活環境の整備

⑴　現状と問題点

ア　水道施設

本市の水道施設は，30,710人（令和２年度末決算見込み）に給水されています。水道普及率は約80.4%です。その他に自治会水道と一部地区では都城市及び志布志市より給水されています。

上水道施設は，給水開始以来40年以上を経過しており，施設も老朽化しているため改修計画を立てる必要があります。また，水の需要増大等により新たな供給施設の整備を図り，公営企業としての経営の充実にも努める必要があります。

表６－１　上水道の普及状況（令和２年度末決算見込み）

区分	地区数	給水人口	普及率
上水道	1	30,710人	80.4 %

イ　下水処理施設

⑺　公共下水道

本市は本庁管内の市街地において，浸水解除を目的とした雨水整備を先行してきました。

しかし，近年，町内水路等の水質汚染が進んだため，生活環境の改善と公共用水域の水質改善を図るために,平成９年度に下水道事業認可を受け,平成15年度までに第１期事業(49ha)を完了し供用開始しました。また，平成16年度から平成27年度を計画期間として第２期事業(151ha)を実施してきました。

今後は，未接続者への早期接続の推進及び施設の適正な維持管理に努めていく必要があります。

表６－２　全体及び認可計画

当初計画処理面積	370ha
計画処理人口	7,800人
計画汚水量	4,170㎥/日
排除方式	分流式
処理方法	嫌気好気ろ床法
当初認可面積	49ha
変更（追加）認可面積	151ha
認可合計面積	200ha

⑴　浄化槽

川や海の水の汚染は，事業所排水や畜産排水ばかりでなく，家庭からの生活排水が最も大きな原因となっているため，公共下水道処理計画区域外の地域では，生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することと併せて，水質保全を目的として浄化槽設置整備推進事業に取り組んでいます。

今後は，公共下水道と同様に地理条件等に基づいて，処理手法等を検討しながら計画的に整備を進めていく必要があります。

ウ　廃棄物処理

⑺　ごみ処理施設

本市のごみは，現在大きくは「可燃ごみ」・「不燃ごみ」・「資源ごみ」・「有害ごみ」に分別されており，細かくは約16品目に分けられます。これらのごみは各地区の「ごみステーション」に集められ，委託した業者が市内全域を収集・運搬しています。

処理方法としては，焼却と埋立てを併用し，ごみ処理施設（曽於市クリーンセンター）で可燃ごみは焼却し，焼却灰及び不燃ごみ・粗大ゴミは破砕処理し，市内の大隅一般廃棄物最終処分場で埋立て処理しています。資源ごみは再資源化・再利用するため処理業者（そおリサイクルセンター）に委託しています。

容器包装リサイクル法の施行に伴いごみの分別を徹底し，なお一層のごみの減量とリサイクルを推進する必要があります。

また，平成29年度から令和元年度までの３か年でクリーンセンターごみ焼却施設の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事が令和２年３月に竣工し，現在は，焼却炉２基で稼動しており，今後も施設の安全確保と適正な維持管理に努めていく必要があります。設備等の老朽化や消耗の激しい設備については，施設の継続的な安定稼動のため，計画的な補修・修繕が必要です。

一般廃棄物最終処分場については，現在，大隅一般廃棄物最終処分場において埋め立て処理がなされていますが，本処分場については，平成元年から埋め立てを開始し，32年が経過していることから，新たな埋め立て容量の確保が必要です。

⑴　し尿処理施設

し尿処理施設は曽於北部衛生処理組合（曽於市・志布志市松山町・鹿屋市輝北町）において平成７年度から平成９年度事業により新たに施設（処理量81kℓ/日）を建設し，平成10年４月よりし尿及び浄化槽汚泥の共同処理は順調に運営され，生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めています。

エ　消防防災施設

⑺　消防施設

消防団員定員は620人，３方面隊27分団で編成され，タンク車４台，ポンプ車12台，積載車36台，指揮車３台の消防車両を配備しています。

水利施設は，市街地を中心に消火栓534基，防火水槽1,193基を整備していますが，住宅化が進む市街地等においては不足している地域もあり，その対策が課題となっています。

また，老朽化している消防車両，水利施設等についても，計画的な更新が必要となっています。

大隅曽於地区消防組合は曽於地区消防・救急の要であり，大隅支所管内に本市，志布志市の一部及び大崎町の一部を管轄する曽於消防署が設置されており，本庁管内には同署の末吉救急分駐所，財部支所管内には財部分署が設置されています。

⑴　防災施設

災害時の避難所は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に緊急避難場所を兼ねる避難所も含め，市内には避難所が82か所あり，屋内避難所が57か所，屋外避難所は25か所を指定しています。

屋内避難所については，ＮＴＴ西日本と災害時における「特設公衆電話の設置・利用に関する協定」に基づき，大規模災害時等の避難所開設時に，避難された方々の通信手段の確保のため，特設公衆電話回線を設置しています。

大規模災害時を見据えた防災用品の備蓄や拠点避難地の整備が課題となっています。

オ　公営住宅及び住宅環境

⑺　公営住宅等の整備

本市の人口・世帯数は，減少しつつあります。しかし，核家族化の傾向は顕著で，都城市・霧島市・鹿屋市等への通勤圏の拡大により，住宅需要は増加傾向にあり，住宅の取得が困難な住民に対して，住宅行政の果たす役割は依然として大きい状況にあります。

これまで，住宅建設助成・宅地分譲事業等を実施し，若者やUターン者による地域全体の活性化を図るため積極的に取り組んできました。

公営住宅等の現状は，市営住宅930戸，市有住宅91戸，地域振興住宅142戸と県営住宅70戸の計1,233戸であり,現在の入居率は８割を超えています。この中でも近年建設された住宅は，質や規模の面についても改善されていますが，昭和20年代から昭和40年代頃に建設された住宅は狭く，老朽化が進んでいることから建替事業に取り組んでいます。

表６－３　公営の住宅の状況　（単位：戸）（令和３年４月30日現在）

	市営住宅	市有住宅	地域振興住宅	県営住宅	合計
曽於市末吉町	313	40	72	0	425
曽於市大隅町	342	29	41	40	452
曽於市財部町	275	22	29	30	356
計	930	91	142	70	1,233

⑴　民間住宅の整備強化

がけ地近接等危険住宅移転事業は昭和46年８月31日以前に建築された住宅，住宅耐震改修等促進事業は昭和56年５月31日以前に建築された木造住宅が，それぞれ補助対象です。

また，危険廃屋解体撤去補助事業は，使用されていない建物を解体撤去するものが補助対象です。いずれも市民の生命・財産を守る目的で，安心安全な住環境づくりに取り組んでいます。

カ　公園及び土地区画整理

本市の都市計画公園は，末吉栄楽公園・大隅総合運動公園・財部城山総合運動公園をはじめ，街区・近隣・地区・総合などの各種公園等が21か所あり，住民の憩いの場やレクリエーションの場として利用されています。今後も，その維持管理などを充実させ，良好な生活環境の形成を図るために緑豊かな公園施設の整備を図る必要があります。

都市計画区域の区画整理・都市計画道路等を整備し，健全な市街地の形成と宅地利用の増進を図る必要があります。

キ　治山・治水・砂防

本市の地質は大部分がシラス等の火山灰土壌であり，集中豪雨による崖崩れ，土石流，地すべり等の災害が多く，危険性の高い地形であることから，災害を防止するため，市地域防災計画を基本とする防災行政の整備・推進を図り，がけ地近接の危険住宅移転及び急傾斜地の崩壊対策，土石流対策に積極的に取り組む必要があり，また治水対策においては自然環境の保全に配慮する必要があります。

ク　火葬場施設等

平成元年９月から稼動している火葬場（曽於市斎苑）は，現在，曽於市と志布志市松山町で

利用しており，火葬施設・待合施設・斎場施設を改修し順調に運営されています。

⑵　その対策

ア　水道施設

上水道については施設の老朽化に伴い，年次的に改修すると共に，給水区域の供給施設充実を図り，安定した供給の確保に努めます。

また，水需要や更新需要を適切に見極め時代に沿った施設整備を計画的に実施します。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
水質検査計画に基づく達成率の維持	100％ （令和元年度）	100％ （令和７年度）

イ　下水処理施設

⑺　公共下水道

下水道については整備区域内の加入促進に努めながら，計画区域を計画的に整備し，公共下水道事業の健全な事業運営を図ります。

⑴　浄化槽

下水道区域外では合併浄化槽設置整備事業を積極的に推進し，生活排水の直接流入を減らすなどの河川汚濁防止に努め，快適な住環境を整備します。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
下水道接続率	69.21％ （令和元年度）	72％ （令和７年度）

ウ　廃棄物処理

⑺　ごみ処理施設

ごみの効率的かつ安定的な処理のため，曽於市クリーンセンターの適正な維持管理に努めるとともに，リサイクルの推進により処理量を減らし，運営コストの軽減を図ると同時に，施設の長寿命化に向けた計画的な修繕計画のもと,既存のごみ焼却施設の整備等を行います。

一般廃棄物最終処分場の埋め立て容量確保については，処分場の効果的な管理により延命化を図りながら，適正な時期による整備を行います。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
曽於市クリーンセンターへの搬入量（可燃・不燃・粗大ごみの市収集，事業所持込，一般持込量）	7,283ｔ （令和元年度）	5,815ｔ （令和７年度）

⑴　し尿処理施設

本市の大隅支所管内にある曽於北部衛生処理組合（曽於市・志布志市松山町・鹿屋市輝北

町）のし尿処理施設において，し尿及び浄化槽汚泥の共同処理を計画的に行い，生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。

なお，施設の運営にあたっては，３市の健全な協力体制のもと，関係住民の住みよい環境づくりの為，長期的で効率の良い施設の運営に努めます。

エ　消防防災施設

⑺　防災防火意識の高揚と消防施設の計画的な整備・更新

市民の自主的な防災意識と防火意識の高揚に努めるとともに，災害時における要配慮者への被害を最小限にするため，自主防災組織の育成と地域消防の基礎組織である消防団の消防車両等の計画的な整備・更新を図るとともに，計画的かつ効率的な消防水利施設の整備を進めます。

⑴　避難所の整備と災害備蓄品の整備

災害対策基本法に規定する指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に，災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に市民が自主的に避難できる場所を確保するため，曽於市届出避難所登録要綱に基づく自治公民館，集会所等の届出避難所登録を推進します。また，令和２年度に災害拠点施設として新たに整備した備蓄倉庫の活用と災害備蓄品の計画的な整備・更新を図ります。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
届出避難所の登録	－ （令和元年度）	10件以上 （令和７年度）

オ　公営住宅及び住宅環境

居住環境の快適性を確保するため，老朽化した既存住宅に代わる公営住宅の整備を木材需要の喚起も考慮しながら進めます。

また，今後の住まいづくりを進めるために，長寿命化計画を基本として，高齢化社会やライフスタイルへの対応など高齢者に対応する住宅やリフォーム・バリアフリー化等の住まいの質を高めることはもちろん，建築物耐震改修促進計画に基づき木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事を促進し，地震に対する安全性の向上に取り組んでいきます。

また，危険廃屋解体撤去補助事業により市民の安心安全な生活を守り，景観保全と住環境保全を図り，個性ある町並みづくり等，住まいの周辺整備や，まちづくりといった地域的な広がりをもった良好な住環境整備を進めます。

そして，ＵＩＪターン者の自立に向けた住宅の確保，整備を図るほか，良質・低廉な宅地の整備，若者や単身者のための住宅の整備など，定住を促進するための住宅環境の整備を進めます。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
住宅耐震改修促進事業（耐震化率）	67％ （令和元年度）	95％ （令和７年度）

カ　公園及び土地区画整理

身近な憩いの場として，散策や軽スポーツが楽しめる広場を作り，子供が安心して遊べる場

としての地域の意向や実体に応じた公園・緑地の整備を図るとともに，公園施設の老朽化等維持管理における様々な課題に対応するため，「公園施設長寿命化事業」に取り組み，施設の効果的・効率的な維持管理・更新に努めます。

また，新型コロナウイルス感染症が拡大する中，身近な緑や公園が果たす役割が再認識されたところであり，地域住民が新しい生活様式にできるような公園整備に努めます。

土地区画整理区域内の分譲地販売を促進し，安全，安心，快適な暮らしのできる地域づくりに努めます。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
公園施設長寿命化計画に基づく整備済公園数	－ （令和元年度）	10公園 （令和７年度）

キ　治山・治水・砂防

災害を未然に防止するため，市地域防災計画を基本とする防災行政の整備・推進を図り，がけ地近接の危険住宅移転及び急傾斜地の崩壊対策，土石流対策に積極的に取り組み，治水対策においては自然環境の保全に配慮した多自然川づくりに努めます。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
国・県補助急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業による危険箇所の防災対策	実施・採択合計で ４か所 （令和元年度）	実施・採択合計で ５か所 （令和７年度）

ク　火葬場施設等

曽於市斎苑においての施設設備の更新を図り，利用者の利便性を高めます。

⑶　計画

事業計画（令和３度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5　生活環境の整備	⑴　水道施設 上水道	曽於市上水道事業施設整備事業 水源地整備場内整備水道管布設替　L=4,800m	市	
	⑵　下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業 計画区域　A=200ha	市	
	その他	浄化槽設置整備事業（個人設置型）	市	
		浄化槽設置整備事業（市町村設置型）	市	
	⑶　廃棄物処理施設 ごみ処理施設	曽於市クリーンセンター管理費	市	
	し尿処理施設	曽於北部衛生処理組合負担金	曽於北部衛生処理組　合	
	⑸　消防施設	常備消防費	消防組合	
		消防設備整備事業	市	
		防火水槽設置整備事業	市	
		消防車両購入事業（単独）	市	
	⑹　公営住宅	公営住宅等維持管理事業（住宅解体）	市	
		公営住宅等維持管理事業（川内団地　他）	市	
		公営住宅ストック総合改善事業	市	
		公営住宅整備事業（桜ヶ丘団地）	市	
		公営住宅整備事業 （(仮称）末吉地区市営住宅集約建替事業）	市	
		地域振興住宅建設事業（市単独）	市	
	⑺　過疎地域持続的発展特別事業 環境	ごみ減量対策費（塵芥収集及び運搬処理事業） [事業内容] 市内各地区の可燃ごみ等の収集運搬を行う [必 要 性] 市民のごみの分別意識改革と実践のため [事業効果] ごみの減量化とごみ処理施設の延命化を図る	市	

	危険施設撤去	危険廃屋解体撤去補助事業 ［事業内容］ 　現在使用されていない建築物の解体撤去及び処分に対する補助 ［必 要 性］ 　市民の安心安全と環境及び良好な景観づくりを推進するために必要 ［事業効果］ 　景観及び住環境の向上並びに市民の安心安全の確保が図られる	市	
	防災・防犯	住宅耐震改修等促進事業 ［事業内容］ 　木造住宅の耐震診断・耐震改修工事に対する補助 ［必 要 性］ 　曽於市建築物耐震改修促進計画に基づき，いつ発生するかわからない大規模な地震に対し，木造住宅の耐震化を促進して，市民の生命や財産を守るために必要 ［事業効果］ 　木造住宅の地震に対する安全性の向上が図られる	市	
	⑻　その他	県営治山事業　自然災害による崩壊林地復旧	県	
		県営県単治山事業　自然災害による崩壊林地復旧	県	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金（渡辺団地地区）	県	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金（大沢津地区）	県	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金（片平地区）	県	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金（水ノ手地区）	県	追加
		総合流域防災事業負担金（飯塚地区）	県	追加
		県単急傾斜地崩壊対策事業(中原地区)法面整備工事 （L=17m）	市	追加
		県単急傾斜地崩壊対策事業(川内２地区)法面保護工 （全体 60m）	市	
		都市公園整備事業	市	
		がけ地近接等危険住宅移転事業	市	
		狭あい道路整備等促進事業	市	
		空き家再生等推進事業	市	
		宅地関連等災害復旧事業	市	

⑷　公共施設等総合管理計画等の整合

曽於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，整合性を図りながら，過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7　子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

⑴　現状と問題点

核家族化の進行とともに，地域コミュニティ力・地域が持っていた子育て支援機能の低下が背景となり，子育て中の親が子育てに関して気軽に相談できる相手や仲間がおらず，不安や悩みを抱え込むケースが増加しています。

また，経済的な不安や悩みが親の精神的な負担となり，第二子・第三子の出産をためらうケースもあります。これらのことから，子育て家庭や団体等の活動を支援し，子どもにとって安全な居場所・健全育成の場となる総合的な子育て支援の取組みが必要です。

一方，わが国では，令和７年（2025年）にいわゆる団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となり，令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達し，今後も高齢化が進展することが予想されています。

高齢化の進行に伴い，寝たきり認知症高齢者が急速に増加することが見込まれる一方で，核家族化や男女共同参画の浸透により，家族における介護機能が変化し，高齢者介護は大きな社会問題となっています。

高齢化や家族形態・ライフスタイルの変化の中で，住民が安心して生活できる社会福祉を形成していくことは，これからの高齢化社会において大きな課題となっています。

福祉施策については,行政及び社会福祉協議会を中心とした関係機関や団体などの協力を得て,高齢者福祉，障害者福祉，児童福祉などを一体的に推進していますが，今後，さらに住み慣れた地域や家庭で，個々の能力や体力に応じて自立した生活が営まれるよう諸施策を検討する必要があります。

ア　児童福祉

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」は，一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し，質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供，保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善，地域の子ども・子育て支援の充実を掲げています。

本市の保育所等の定員は，令和元年度が1,065人でしたが，認定こども園への移行や定員見直しにより令和２年度は1,082人となりました。

また，令和２年度の保育所等児童数は1,170人で，令和６年度には1,020人になる見込みです。

本市においても，子どもや家庭環境を取り巻く環境は，全国同様，共働きの増加，核家族化の進行，地域におけるコミュニティの希薄化といった流れにあります。

その様な現状を踏まえ，令和２年度から令和６年度を計画期間とした第２期曽於市子ども・子育て支援事業計画では，今後の子ども・子育て支援の推進に当たり，教育・福祉分野をはじめ，保健，労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し，全ての子どもと，子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みを推進するため，９つの基本方針を設定し，総合的な施策の推進を行うこととします。

令和元年10月から開始された，幼児教育・保育の無償化により，経済的負担は軽減されたものの，保育ニーズに伴う保育士の確保や放課後健全育成事業及び病児保育事業等の子ども・子育て支援事業の更なる量の確保や質の向上が必要とされます。

子育ては社会全体で総合的に支援する必要があり，市民・幼児教育及び保育事業者，学校，医療機関，保健所，その他子育てに関わる関係機関などと行政が連携し支援していかなければなりません。

表７－１　保育所等児童数の推移

項　目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
児童数	1,170人	1,105人	1,080人	1,045人	1,020人

イ　高齢者福祉

本市の高齢者の現状は下記のような状況であり,今後も高齢化率は増加傾向を示しています。平成27年国勢調査によると，総人口36,557人の内65歳以上の高齢者は，13,709人で37.5%を占めています。人口推計によると令和７年には，高齢者は13,611人になり，総人口の減少も伴い高齢化率は,44.3%になると推計されます。

介護保険制度における要介護・要支援の認定者数は，平成25年度2,781人であり，令和２年度2,899人となり，118人増加しています。また，要支援と要介護１を合わせた軽度認定者の比率が令和２年度で全体の41.7%を占めており，今後の介護サービスにおける居宅介護サービスの需要は，増加が見込まれることから，安心して介護サービス事業者を選択できるよう一層の情報提供に努め，質的サービスの向上への支援と民間参入による基盤整備が必要です。

また，高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう，各サービスを包括的に提供する「地域包括ケアシステムの充実・強化」の取り組みを進めていく必要があります。

表７－２　曽於市の推計人口

	平成27年	令和２年	令和７年	令和12年	令和17年
総人口	36,557人	33,616人	30,703人	27,895人	25,318人
65歳以上人口	13,709人	13,909人	13,611人	12,664人	11,545人
高齢化率	37.5%	41.4%	44.3%	45.4%	45.6%

（資料：国勢調査，令和２年以降は推計値）

ウ　母子・父子福祉

ひとり親家庭は，就労などによる社会的・経済的な自立が困難な場合が多く，児童を心身ともに健康に育てる環境とその親の健康で文化的な生活が保障されるような体制整備の拡充が必要です。そのため，関連諸制度の周知や各種相談業務の充実，自立支援対策などの推進が必要となってきています。

エ　障害者福祉

ノーマライゼーションの理念の浸透とともに，障害があっても当たり前に普通の生活を享受するとともに，生活の質の向上を目指すという考え方へ大きく変化し，それに伴い自己実現，社会参加の重要性が認識されるようになっています。

この理念のもと，障害者の福祉ニーズは，ますます多様化していくと推測されることから，障害特性やニーズに即した総合的な支援策が必要となっています。

特に，障害者が社会参加・自己実現を果たそうとする場合に，社会の仕組みそのものが願いや希望を妨げるバリアとなっていることが指摘されなければなりません。このため，行政においては，そのような阻害要因の解消，改善に向けて，様々な福祉サービスの充実を含め，地域の基盤整備に向けた取り組みが求められています。また，住民相互の理解促進や障害者の権利擁護をしていくことも必要です。

福祉ニーズの多様化に適切に対応していくためには，行政サービスだけではなく，社会全体で取り組むという姿勢が必要です。このためには，公共施設等のバリアフリー化といった“ま

ち”づくりに加え，ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ，“人”“もの”“情報”“社会参加”の各分野において，誰もが互いに支え合い，安心して暮らし，持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくりを目指すことが求められています。

オ　低所得者に対する福祉

低所得者や障害者，高齢者に対し，その経済的自立と意欲の助長や促進，在宅福祉と社会参加の促進を図り，安定した生活を図る必要があります。

生活保護は，生活困窮者に対して最低限の生活を保障する制度であり，近年の経済状況を反映し制度適用者は増加していますが，本市福祉事務所を中心に引き続き関係機関と連携し，生活困窮者の把握に努め，適正な相談指導を行う必要があります。

⑵　その対策

子育て世代や高齢者，障害者が安心して快適に生活できる福祉のまちづくりのために，全ての住民にとって安全で快適な利便性の確保されたまちであるという「ユニバーサルデザイン」のまちづくりを推進し，社会生活を送るうえで物理的・制度的・社会的・心理的な様々な障壁を取り除き，誰もが安心して暮らせる生活空間を創造することを促進します。

地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が，共に生きるまちづくりの精神を発揮し，人々が手を携えて生活の拠点である地域に根ざし，支え合い，助け合い，誰もが安心して充実した生活が送れるような地域社会をつくりあげることを目指します。

また，全ての住民や企業等の理解と協力が必要となることから，啓発活動などを積極的に推進します。

※ユニバーサルデザイン・・・ユニバーサル＝普遍的な，全体の，という言葉が示しているように，「全ての人のためのデザイン」を意味し，年齢や障害の有無にかかわらず，最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

ア　児童福祉

妊娠期から子育て期に至るまで切れ目ない支援をワンストップの窓口で対応する子育て世代包括支援センター，地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を行う子育て支援拠点事業及び養育支援事業等の子ども・子育て支援事業の活用や子どもの健やかな成長を祝い支給する出産祝金，子どもの疾病の早期発見・早期治療を目的とした子ども医療費支給事業等の様々な制度に対し，市民，幼児教育及び保育事業者，学校，医療機関，保健所，その他子育てに関わる関係機関等と行政が垣根を越えて連携した支援体制の構築を行う必要があります。

また，保育所等にて実施されている延長保育・一時保育・病児保育の利用促進を図り，保護者の負担軽減に努め，放課後児童クラブでは異学年や地域との交流にて安心して健やかな成長を支援します。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
放課後の児童への安全確保と健全育成に必要となる放課後児童クラブの数	24か所 （令和元年度）	26か所 （令和７年度）

イ　高齢者福祉

いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう，高齢者自らの健康状態への関心を促し，生きがいを含めた健康づくりの意識啓発を行い，生活習慣病予防，寝たきり予防，

認知症予防にむけた取り組みを行います。

また，高齢者が住宅でできる限り自立した生活を送られるように，高齢者やその家族の意識を尊重しながら支援に努め，訪問給食サービス事業等を活用し，食生活の改善及び健康増進と自立生活の維持を図る必要があります。これら介護予防・生活支援事業及び在宅福祉アドバイザー事業などは，可能な限り社会福祉協議会や民間事業者に委託し事業を行うとともに，在宅介護支援センター等相談窓口の強化に努めます。

高齢者の社会参加や生きがいづくりのために，高齢者一人ひとりが生きがいをもち，地域の中で支え合いながら共に暮らせるよう，長寿クラブ助成事業による高齢者の引きこもりを防止する支援システムの確立や社会参加と仲間づくりの機会の場の創出を図ります。

民生委員児童委員や在宅福祉アドバイザー等が地域の身近な相談相手として，訪問・指導・相談等の充実を図ります。

高齢者の多様な需要に対応するサービスの提供と安心して暮らせるまちづくりを進めるために，地域住民やボランティアがお互いの役割を分担し合いながら，協働によって地域全体で高齢者を支えあうまちづくりが大切であり，そのため，在宅介護支援センターなどを中心に，総合的な保健・医療・福祉サービスの連携体制を整えるとともに，地域住民やボランティアによる地域ケア体制を確立します。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
高齢者訪問給食サービス事業による配食数	151,366食 （令和元年度）	152,000食 （令和７年度）

ウ　母子・父子福祉

ひとり親家庭については，親子ともに安心して安定した生活がおくられるよう，各支援策の充実・強化を図るとともに，自立に向けた各家庭からの相談に的確に対応できる支援体制の確立を目指します。

エ　障害者福祉

医療機関等との連携を図り，乳幼児健康審査等による病気の早期発見体制や障害児の保護者に対する支援体制の整備に努めます。

障害者の社会参加の機会を確保するために，公共施設等のバリアフリー化を促進し，地域活動･文化活動・スポーツ，レクリエーション活動などへの参加機会の拡充に努めます。

さらに，ノーマライゼーションの理念に基づき，障害の種別・程度・年齢に応じた保健・医療・福祉・教育・就労などの支援に努めます。

オ　低所得者に対する福祉

生活に困窮する低所得者については，個々のケースに応じた支援を行うとともに，民生委員･児童委員等による生活相談を行うほか，自立を促進するため生活福祉資金の貸付など積極的な働きかけを行います。

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
６　子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	⑻　過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	出産祝金支給事業 ［事業内容］ 曽於市に住所を有する方が第３子以上を出産し，出産後３か月以上市内に生活の根拠をおいている場合に，第３子以降の子ども１人につき10万円を支給 ［必 要 性］ 少子化対策のため必要 ［事業効果］ 子育てしやすい街づくりの一環となるとともに，少子化対策にもなる	市	
		子ども医療費助成事業 ［事業内容］ 18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者に対し，医療費の自己負担分を全額助成 ［必 要 性］ 子育て世帯の医療費の負担軽減のため必要 ［事業効果］ 疾病の早期発見と早期治療を促進し，健康増進が図られるとともに，子育て世帯の負担軽減にもなる	市	
		地域子育て支援拠点事業 ［事業内容］ 子育て支援センターの運営（３か所） ［必 要 性］ 地域の子育て支援情報の収集・提供，子育て家庭に対する育児不安の相談指導，子育てサークルの育成，地域に出向いた地域活動支援，子育て親子の交流促進のために必要 ［事業効果］ 子育てによる不安感の緩和と子どもの健やかな育ちの促進が図られる	市	
		子ども・子育て支援給付費（施設等利用費） ［事業内容］ 施設等利用給付認定を受けることで，幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育，認可外保育施設等の利用料が支給される事業 ［必 要 性］ 保育所等の利用者との公平性を図る為に必要である ［事業効果］ 子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ることができ少子化対策の一環となることが期待できる	市	
		放課後児童健全育成事業 ［事業内容］ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に放課後の安全を確保する為に児童クラブを運営する事業 ［必 要 性］ 適切な遊びや生活の場を与え，発達段階に応じた主体的な遊びや生活習慣を習得する為に必要である ［事業効果］ 放課後に保育所等で児童クラブを実施することにより，児童の安全確保や自主性・社会性を養い児童の健全育成を図る	市	

		地域子ども・子育て支援事業 ［事業内容］ 　保護者の就労形態や様々な保育ニーズ，各種支援を地域の特性に応じて行う事業 ［必 要 性］ 　保護者の就労形態の多様化や様々な保育ニーズに対応する為に必要である ［事業効果］ 　延長保育や一時預かり等の事業を実施することにより保護者が安心して子育てと仕事の両立を図る事ができる	市	
		子ども・子育て支援給付費（施設型給付費） ［事業内容］ 　教育・保育認定を受けた子どもが，保育所や認定こども園等を利用した場合の給付費を支給する事業 ［必 要 性］ 　幼児教育・保育の子育て支援を行うにあたり，必要な財源を確保する為に必要である ［事業効果］ 　幼児教育・保育事業者に対し，施設型給付費を支給する事で，子どもの成長段階に応じた支援を安定して行うことができる	市	
	高齢者･障害者福祉	長寿クラブ助成事業 ［事業内容］ 　地区長寿クラブ活動への助成 ［必 要 性］ 　友愛活動等を通じ元気で安心して地域で暮らせる環境づくりのための組織形成とその運営維持を図る必要がある ［事業効果］ 　高齢者の引きこもり防止と元気な高齢者の生きがいづくりが図られる	市	
		訪問給食サービス事業（市単独分） ［事業内容］ 　食事の配食を希望する65歳以上の高齢者等に食事の提供と見守りを行う ［必 要 性］ 　食生活の改善及び健康増進と自立生活の維持を図るため必要である ［事業効果］ 　自立した生活の改善及び健康増進と自立した生活の維持，安否確認など在宅福祉の推進が図られる	市	

8　医療の確保

⑴　現状と問題点

人生100年時代を見据え高齢者ができる限り健やかに過ごすことができる社会づくり,持続可能な社会保障制度を目指し，健康の保持・増進や疾病予防・重症化予防とともに，地域の保健医療体制の整備充実を図ることが必要となります。

本市では，単身高齢者世帯や夫婦世帯の増加とともに，生産年齢人口の減少が顕著であることから社会保障の持続が危惧されます。そのための施策として，健康診査，各種がん検診及び健康教育，健康相談などを実施し,「自分の健康は自分でつくる。」という意識のもとに，各自のライフスタイルに応じた健康づくりを推進しています。さらに地域の実情に即した疾病予防や重症化予防の施策を展開するためには，各種団体や地域組織を含め，組織横断的に協働した取り組みが必要となっています。

本市の医療施設の状況は，表8-1のとおりです。医師の高齢化も進みつつあり，また，近年の医師不足により昭和58年に開設した曽於医師会立病院の診療科目も減少しています。しかし，本市においては，隣接している都城市の二次医療施設が整備されていることから，医療に関しては充足している状況です。

市内の医療施設は，殆どが市街地に集中しているため，市街地からの遠隔地は医療過疎の状況にあります。そのため恒吉地区では，恒吉診療所を開設し診療を実施しています。

医師確保対策については，都城圏域医療広域連携連絡協議会及び曽於地域医療対策協議会を立ち上げ，県及び大学病院等への訪問による医師派遣の要請行動等をおこない，医師確保に努めている状況です。

救急業務は，大隅曽於地区消防組合曽於消防署，同財部分署及び末吉救急分駐所で対応し，それぞれに救急救命士及び高規格救急車が配置されています。また，平成23年12月から大隅曽於地区消防組合曽於消防署と連携しドクターヘリの運航が開始され，より緊急性の高い重篤な患者に対して救急医療の対応ができるようになりました。

救急医療については，曽於及び都城市北諸県郡医師会病院に夜間急病センターが設置され，初期救急医療の体制が確立しましたが，都城夜間急病センターの移転後は利用者数の減少がみられます。令和元年には市内に救急クリニックが開院し，より利用しやすい体制になりました。

また，休日の診療については，曽於及び都城市北諸県郡医師会の協力により当番制で実施されており定着しています。

表８－１　曽於市の医療保健施設の状況　　令和３年４月１日現在

	施設数	医師	看護師	歯科衛生士	病床数	診療科目				
病院	施設	人	人	人	人	外科	内科	産婦人科	歯科	その他
	6	72	320	0	560	3	6	1	0	35
診療所	11	19	52	0	23	5	7	0	0	26
歯科診療所	11	14	0	35	0	0	0	0	11	8
計	28	105	372	35	583	8	13	1	11	69

⑵　その対策

市健康増進計画及び特定健康診査等実施計画,保健事業実施計画に基づき,健康維持のための知識の普及と実践を図るとともに，健康診査・各種のがん検診の受診率を高め，疾病予防対策や健

康増進の推進を図っていきます。また，関係機関との連携の強化を図り地域の医療ニーズに沿った総合的医療体制の整備に努めるとともに，住み慣れた地域で最期まで安心して生活が送れるよう，地域包括ケアシステムを構築し推進していきます。さらに，医療過疎地への対策として，恒吉地区恒吉診療所の運営を継続します。

在宅当番・救急医療情報提供実施事業及び曽於医師会夜間急病センターへの負担を今後も継続し，夜間・休日などの急病患者への医療の確保に努め，大隅曽於地区消防組合曽於消防署との連携の強化を図っていきます。

都城市を中心として関係市町で形成する定住自立圏形成協定の中の医療分野において，都城夜間急病センターへの負担など，本市も積極的に参加しながら，医療資源の高度化や医療連携の充実，災害時の相互連携及び救急搬送体制の構築を図ります。

また，令和３年度から重症救急患者の提供体制の確保のために，構成する市町（大隅４市５町）で二次救急医療体制整備補助金を交付します。

医師確保対策については，都城圏域医療広域連携連絡協議会及び曽於地域医療対策協議会での活動を継続して医師確保に努めていきます。

疾病予防・健康増進の推進及び地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
特定健康診査受診率の向上	50.6% （令和元年度）	56.6% （令和７年度）
がん検診受診率の向上	13.8% （令和元年度）	18.0% （令和７年度）
恒吉地区診療所延利用者数	148人 （令和元年度）	180人 （令和７年度）

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7　医療の確保	⑶　過疎地域持続的発展特別事業 民間病院 その他	在宅当番・救急医療情報提供実施事業 ［事業内容］ 休日等の医療体制の整備 ［必 要 性］ 休日等の診療が可能となる体制が必要 ［事業効果］ 市民が安心して暮らせ,生活の向上が図られる	市	
		曽於医師会夜間急病センター負担金 ［事業内容］ 夜間等の救急医療体制の整備 ［必 要 性］ 夜間等の診療が可能となる医療施設の確保が必要 ［事業効果］ 緊急に対応できる体制が確保され,安心して暮らせる	市	
		都城夜間急病センター負担金 ［事業内容］ 夜間等の救急医療体制の整備 ［必 要 性］ 夜間等の診療が可能となる医療施設の確保が必要 ［事業効果］ 緊急に対応できる体制が確保され,安心して暮らせる	市	
		恒吉地区診療所 ［事業内容］ 診療所の設置及び管理運営 ［必 要 性］ 医療過疎地になっている住民の健康を守るために必要 ［事業効果］ 市民が安心して暮らせ,生活の向上が図られる	市	

9　教育の振興

⑴　現状と問題点

ア　学校教育

学校教育は，「知・徳・体の調和がとれ，主体的に考え行動する力を備え，生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」，「伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い，これからの社会づくりに貢献できる人間」の基盤となります。

そのため学校では，教科指導など全教育活動を通じて，児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成することが重要です。

令和３年５月現在の児童生徒数は，小学校が20校122学級で児童数1,605人，中学校が３校31学級で生徒数787人であり，この10年間で３割ほど減少していますが，今後も減少が続く見込みであります。

このような状況にあって，「適正規模での学び」の実現や，児童生徒にとって等しく良好な教育環境を確保し，教育効果を高めていくために，今後議論を進める必要があります。

特別支援学級は，小中学校併せて28学級あり，障害を持つ児童生徒の就学について，可能な限り社会的自立や参加を実現させる観点で，指導内容や指導体制の充実を図っていく必要があります。

学校教育施設は，第２次耐震診断により耐震性が不足するとされた施設に対し実施する耐震補強，耐震改築が平成27年度で終了し，屋内運動場に関しては，令和２年度に完了しました。

小中学校施設において築年数が40年を超えるものが，全100棟中35棟の35％，うち屋内運動場・武道館（増築分を含む）が27棟中８棟の29.6％となっており，これらの安全面や機能面を確保していくためにも老朽化対策が喫緊の課題といえます。

また，学校におけるＩＣＴ活用については，これまでのパソコンに加え，令和２年度に全児童生徒，教員１人につき１台のタブレット端末の配置を完了しました。研修により教員のＩＣＴ活用指導力は向上しつつありますが，プログラミング教育の対応等，さらなる指導力の育成が必要です。

今後の課題として，インターネット社会における人権侵害等や，「ネット・ゲーム依存」等，様々なネットトラブルに対応するため，系統的な情報モラル，情報リテラシーの指導の充実等があります。

学校給食を提供する市内４か所の学校給食調理施設は，老朽化が著しい状況や現在求められている衛生基準を満たしていない状況，安全・衛生面の課題，施設の管理運営方法の現状などを踏まえたうえで，新たな運営形態への移行が必要です。

児童・生徒の通学対策や安全対策については，児童生徒への支援に努めるとともに，学校や登下校時での事件事故に対する対策を関係機関や保護者・地域住民の協力のもとに強化することが必要となっています。

表９－１　小学校・中学校の児童生徒数の推移

（単位：人）

			現在までの推移					今後の動向				
			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校	末吉	末吉小	636	621	600	546	541	548	531	524	503	498
		檍小	40	36	36	32	38	41	40	35	37	33
		高岡小	12	11	10	9	8	5	7	6	7	7
		岩北小	20	19	15	12	9	9	9	8	11	14
		岩南小	11	17	15	24	22	20	19	14	13	8
		諏訪小	66	60	69	74	77	78	78	74	62	56
		光神小	13	16	14	14	14	11	12	10	12	11
		深川小	37	36	33	34	35	29	31	36	37	42
		柳迫小	68	78	79	78	86	79	81	72	68	65
	大隅	岩川小	281	286	302	279	280	291	273	276	262	244
		菅牟田小	6	10	13	13	14	14	15	13	14	12
		笠木小	23	28	30	33	34	35	37	32	32	27
		大隅北小	30	35	26	30	30	32	29	25	27	28
		恒吉小	17	18	19	16	14	14	14	13	12	12
		大隅南小	11	11	10	9	9	8	－	－	－	－
		月野小	47	49	50	57	62	60	56	50	47	45
	財部	財部小	325	299	298	290	277	285	260	270	272	250
		財部北小	17	16	12	13	14	10	8	7	9	6
		財部南小	22	2	30	27	26	21	20	16	17	19
		中谷小	9	11	8	8	10	15	17	16	15	16
計			1,691	1,684	1,669	1,598	1,600	1,605	1,534	1,495	1,455	1,392
中学校	末吉中		434	442	448	444	442	428	428	423	417	382
	大隅中		220	193	177	180	190	180	205	213	234	218
	財部中		172	165	173	187	195	179	182	168	175	162
小計			826	800	798	811	827	787	815	804	826	762
合計			2,517	2,484	2,467	2,409	2,427	2,392	2,349	2,296	2,281	2,154

イ　生涯学習

地方分権，少子高齢化の進行，国際化や情報化社会の進展，価値観の多様化など社会経済状況が変化する中，生活水準の向上や物質的な面での豊かさに加え，生涯を通じて健康で文化的な生活の追求や自己実現を図ることが求められています。

生涯学習とは，人が幼児期から高齢期までを通じて生涯のステージにわたり，あらゆる学習の場・機会を通じて，学習者の主体性により学びを深めることを求める理念と実践です。多彩な学習活動を行い，その学習成果が活かされるような生涯学習社会への取り組みが重要となっています。

３つの中央公民館のうち２つについては，経年劣化による躯体の著しい劣化が進行しており，バリアフリー未対応や耐震強度不足等の問題も抱えています。両支所庁舎建設の計画がある中，

その建設にあたっては，図書館や中央公民館の機能を備えた複合施設としての整備または併設が求められています。

また，図書館・郷土館の解体に伴い，既存の資料を保管・展示するための郷土資料館の整備も求められています。

本市の図書館については３館あり，蔵書数は令和２年度末現在で203,798冊です。市内の小中学校を中心に巡回している移動図書館車が２台走っていますが，地域住民の利用（学生以外）は，少ない状況となっており，だれもが利用しやすい環境としては，まだまだ不十分となっています。

ウ　生涯スポーツ

少子高齢化が一層進む中で，市民の誰もがライフステージにおいて，いつでも・どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進は,生きがいのある生活と青少年の非行防止,活力あるまちづくりなどにとって大きな意義があるとともに，高齢者，障害者の健康保持は生涯スポーツに期待するところが大であります。

こうした現状を考慮し市民の自主性を高め，自発的なスポーツ活動を促進するとともに，福祉行政と生涯スポーツとの有機的な連携を図ることが重要となっています。

エ　人権教育・人権啓発

人権教育は，全ての人々が人権尊重の自覚を高めることにより，人間らしく幸せに生きていこうとする社会の実現を目指すものであり，引き続き人権教育の推進が必要です。

また，これまで人権講演会や地域人権学習会などの様々な啓発活動を行ってきましたが，今後も引き続き人権尊重の明るいまちづくりの推進が必要となっています。

⑵　その対策

ア　学校教育

「調和のとれた生きる力を備え，将来自立して，他者とともに生きることのできる曽於の児童生徒」を基本目標に，確かな学力を身につけ，自立する力をはぐくむ教育を推進し，自ら学び，考え，主体的に判断・行動し，他人と強調して，よりよく問題を解決しようとする児童生徒を育成します。

また，伝統や文化を尊重し，それらを育んできたわが国と郷土を愛し，望ましい勤労観・職業観を身に付け，将来，社会に貢献できる児童生徒の育成を図ります。

さらに，教職員の教科指導力の向上を図るために，法廷研修の充実や,「かごしま教員育成指標」を意識したキャリアアップの推進など，教職員研修等の計画的・組織的な推進を図り，教職員のさらなる資質能力の向上を図ります。

それぞれの学校における教育課題の的確な把握，教育目標の具現化によって学校経営を充実し，地域に根差した特色ある学校づくりを推進します。

学校施設において，老朽化が進む校舎等の改築を計画的に進めます。また，ＩＣＴの教育環境整備を引き続き行い，ＩＣＴ支援員を各学校へ派遣することで，遠隔授業やプログラミング教育の推進を図ります。

給食センターについては，平成30年度に策定した学校給食センター基本計画にて，４か所の学校給食調理場を１か所に統合整備する方針が決定されていることから，早期に施設の整備に着工し，給食調理環境の改善を行います。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
小中学校屋内運動場ＬＥＤ照明化改修事業	18校 （令和元年度）	23校 （令和７年度）
岩川小学校移転改築事業	10％ （令和元年度）	100％ （令和７年度）
末吉小学校改築事業	0％ （令和元年度）	40％ （令和７年度）
学校給食センター移転改築事業	0％ （令和元年度）	100％ （令和７年度）
児童生徒が話し合う活動を通じて，自分の考えを深めたり，広げたりできているという割合（全国学力・学習状況調査）	31.8％ （令和元年度）	40％ （令和７年度）
標準学力検査　対全国平均との比較	小学校　△６ 中学校　△４ （令和現年度）	対全国平均以上 対全国平均以上 （令和７年度）

イ　生涯学習

今日の社会経済状況の変化に対応して，市民の学習意欲に応えた，いつでも，どこでも，だれでも，何でも学べる生涯学習環境づくりに努めるとともに，住民によるまちづくり活動を支援するための総合的な学習機会の提供を積極的に行います。

ウ　生涯スポーツ

生涯を通して生きがいを持ち，健康であり続けるため，市民誰もがそれぞれの体力や興味，目的に応じてスポーツに親しみ，実践できる「市民総スポーツ社会」の形成を目指します。そのため，スポーツ・レクリエーション教室の開催やニュースポーツの普及など，スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを推進します。

また，特色のあるスポーツイベントを開催し，スポーツに対する住民意識の高揚を図ります。

エ　人権教育・人権啓発

全ての人の基本的人権が尊重される地域社会の形成を図るため，人権教育を推進します。

また，人権講演会や地域での人権学習会などを推進し，人権教育の普及啓発と指導者の育成に努めます。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
生涯学習講座受講率	6.4％ （令和元年度）	11％ （令和７年度）

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
８　教育の振興	⑴　学校教育関連施設 校舎	小学校施設等改修事業 屋体ＬＥＤ照明改修 （中谷小学校・月野小学校・笠木小学校） 特別教室空調設備設置事業 （財部小学校）	市	
		中学校施設等改修事業 末吉中学校屋体武道館照明改修 大隅中学校武道館照明改修	市	
		岩川小学校移転改築整備事業	市	
		末吉小学校校舎改築事業	市	
	教職員住宅	教職員住宅改修・改築事業	市	
	給食施設	学校給食センター施設整備事業	市	
	その他	ＩＣＴ教育環境整備事業 小・中学校校務用 電子黒板の更新 小中学校教師用タブレット	市	
	⑶　集会施設，体育施設等 公民館	公民館施設整備事業	市	
		諏訪研修センター施設整備事業	市	追加
	体育施設	大隅運動公園施設管理費	市	
	その他	中央公民館・図書館・郷土館整備事業	市	追加
	⑷　過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	学校ＩＣＴ活用支援・人材育成事業 ［事業内容］ 学校へＩＣＴ支援員を派遣する ［必 要 性］ 教職員が授業で活用する電子黒板やタブレット型コンピュータの操作支援のため必要 ［事業効果］ ＩＣＴ教育の推進が図られる	市	
	その他	学校給食助成事業 ［事業内容］ 月額給食費の1/3以内を補助 ［必 要 性］ 保護者の学校給食費の負担軽減を図るために必要 ［事業効果］ 子育て支援が拡充され，地場産物の活用促進も図られる	市	

⑷　公共施設等総合管理計画等の整合

曽於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，整合性を図りながら，過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10　集落の整備

⑴　現状と問題点

住民が安心して安全な暮らしを確実なものにしていくためには，集落（本市においては，自治会）の活力を維持・向上していくことが重要です。現在，本市の自治会は463あり，自治会戸数は最大204戸，最小２戸と過密自治会と過疎自治会の差が大きく，特に小自治会は山間部の過疎地域に多く，高齢化率も一段と高くなっており，また，地域によっては自治会が入り乱れ，判然としない区域もあります。

そこで，自治会の統廃合を自治会間の話し合いによる属地主義を基本として推進してきましたが，歴史的背景や習慣などから統廃合は困難な状況にあり，効果は薄くあまり進んでいない現状です。

そして，近年では自治会に加入しない若者や転入者が増加する傾向にあり，地域によっては若者流出で，高齢化が一段と進んで自治会の運営やコミュニティ活動に支障をきたしている地域もあります。

⑵　その対策

現在の自治会構成の実態については，歴史的背景等複雑な事情により成り立っており，統廃合は自治会の意志を尊重し慎重に対応しなければなりませんが,今後の自治会統合を推進するため,自治会統合補助事業を活用し，隣接自治会間の協力体制及び統合の推進を図ります。また，自治会に加入しない若者や転入者が増加する傾向にあるため，自治会加入促進助成金を活用し地域自治会と行政の連携を強化しながら加入促進を図ります。

地域コミュニティの推進に関し，過疎高齢化が進行する本市においては，公民館活動の運営補助や多面的機能支払交付金事業等により自主的な活力あるコミュニティづくりの推進を支援してきましたが,更なる活性化を図るため,令和元年度に地域コミュニティ活性化推進条例を制定し,令和２年度に条例に基づく地域コミュニティ活性化推進計画を策定しました。当計画により，令和２年度には地域コミュニティ協議会モデル地区を各町に１か所ずつ指定し，地域コミュニティ協議会がそれぞれ設立されました。令和３年度においても地域コミュニティ協議会モデル地区を３か所指定し，地域コミュニティ協議会を設立予定であり，令和６年度以降は全ての地域において協議会の設置を目指す予定です。

また，今後は補助金の見直しや定住対策等の諸施策に取り組み，行政依存型から地域住民主体の組織づくりを推進しながら，地域住民，自治会，関係団体などが幅広く参加する地域活動に対して支援を行い，集落の維持発展と活性化を目指していきます。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
地域コミュニティ協議会の設置数	－ （令和元年度）	６協議会 （令和７年度）

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9　集落の整備	⑵　過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会統合補助事業 ［事業内容］ 統合により拡大した自治会に対する補助 ［必 要 性］ 少子高齢化や人口減少により自治会の会員数が減少する中において，統合により自治会規模の維持・拡大を図るために必要 ［事業効果］ 自治会規模の維持・拡大により，地域振興が図られる	市	
		地域コミュニティ活性化推進事業 ［事業内容］ 地域コミュニティ活性化推進計画に基づき，校区・地区毎に地域コミュニティ協議会を設立し，地域振興計画の策定・実行により地域振興を図る ［必 要 性］ 地域コミュニティの役割の重要性に鑑み，住民相互の連帯意識の醸成と住民のまちづくり参画を促進するために必要 ［事業効果］ 住民自らが意思形成し，まちづくりを進めることができ，住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現が図られる	市	
		公民館活動運営費 ［事業内容］ 公民館運営補助金の交付 ［必 要 性］ 各校区の団体活動の活性化や総合的な公民館活動を推進するために必要 ［事業効果］ 地域住民の連帯感が生まれ，地域活性化が図られる	市	

11　地域文化の振興等

⑴　現状と問題点

まちづくりにおける地域文化は，市民の感性を培い，心豊かで住みがいのあるまちづくりを進めていく上で不可欠な要素であります。

本市においては，「末吉総合センター」，「大隅文化会館」，「財部きらめきセンター」を文化の振興育成拠点に，「末吉歴史民俗資料館」，「大隅郷土館」，「財部郷土館」を保存伝承拠点として整備してきました。このような施設においては，自主文化事業を通じ普段触れることのできない芸術鑑賞の場の提供や文化芸術活動の発表・展示，先人の文化や歴史の学習の場として広く市民に活用されています。

今日の市民の生活環境は多種多様なものになり，市民が望み欲している文化は何なのかを的確に把握し，それに応じた情報と場を提供しながら文化活動の推進・充実を図ることが求められています。

また，地域で育まれた歴史・文化の保存・継承に取り組みながら，新たな文化の創造に向けた取り組みも重要な課題となっています。

一方で，３町で合併したことにより，目的が同じ施設が複数存在しており，老朽化に伴って雨漏りや剥離などの修繕費がかさむことが課題となっています。

⑵　その対策

市民や文化団体等のニーズに配慮し，文化事業の充実に努め，市民の自主的な文化活動を促進します。

また，施設については，必要に応じて修繕等を行い，施設の長寿命化を図っていきます。

郷土の歴史や伝統文化に対する正しい認識を深め，地域の財産である伝統文化の保存継承に取り組みます。また，これらの取り組みを通じて新たな地域文化の創造と発信を目指します。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
市指定文化財件数	88件 （令和元年度）	92件 （令和７年度）

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10　地域文化の振興等	⑴　地域文化振興施設等 地域文化振興施設	末吉総合センター管理費	市	
		きらめきセンター管理費	市	
		大隅文化会館管理費	市	
	⑵　過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化財保護事業 ［事業内容］ 文化財保護団体等への活動助成 ［必 要 性］ 貴重な文化財を次の世代へ受け継ぐために必要 ［事業効果］ 各文化財の保存活用に努めることで，文化財保護の意識向上が図られる	市	
		埋蔵文化財発掘調査事業 ［事業内容］ 公共事業等に伴う遺跡発掘調査費用等 ［必 要 性］ 曽於市内の歴史を明らかにするため必要 ［事業効果］ 遺跡発掘時の測量や調査結果報告書により，地域文化・歴史の振興が図られる	市	

⑷　公共施設等総合管理計画との整合

曽於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，整合性を図りながら，過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12　再生可能エネルギーの利用の推進

⑴　現状と問題点

市の施設への再生可能エネルギー導入をした事例として，市役所本庁舎や市内小中学校３校へ施設用電源として太陽光発電設備があります。また，市が普通財産として管理する遊休地を有償貸与し，太陽光発電を設置した事例が２件あります。

本市では，平成28年３月に「曽於市の再生可能エネルギーの導入等について－現状と今後の方針－」をまとめ，市内において利活用が見込めるものとして，太陽光発電，風力発電，バイオマス発電，中小規模水力発電，メタン発酵ガス化発電等について検討しましたが，市が事業主体となっての発電施設の整備や運営は大きなリスクが伴い現実的ではないとの結論に至りました。

一方，日照時間の長い南九州に位置する本市としては，太陽光発電は設置しやすく管理がほとんどいらないことから設置推進を図るべきであり，また，起伏の多い地形と市内を縦横に流れる河川に設けられる堰等を利用した小規模水力発電には設置の可能性があります。今後は，発電事業へ参加を検討する企業と地域住民との調整をサポートしていく必要があります。

⑵　その対策

県が開催する再生可能エネルギー利用に関する企業とのマッチング会等に参加し情報を収集することで，発電事業のノウハウを有する民間主体による発電施設の整備に繋げていきます。

また，自然環境の保全に資する新エネルギー・省エネルギー設備の公共施設等への導入を積極的に推進するとともに，遊休地を発電施設敷地として貸与の推進を行っていきます。

地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	現状値	目標値
民間主体発電事業の開始をサポート	－ （令和元年度）	１事業者 （令和７年度）

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11　再生可能エネルギーの利用の推進	⑵　過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	企画事務費 ［事業内容］ 再生エネルギー関連研修会等への参加費用 ［必 要 性］ 発電事業を検討する企業と地域住民等との調整をサポートする ［事業効果］ 市内での再生可能エネルギー利用が推進される	市	

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

⑴　現状と問題点

ア　地域の活力創生

本市では，長期化する景気の低迷や雇用の悪化など厳しい社会情勢のもと，若年層の都会へ流出や，農業の担い手不足等によって地域の活力も薄れつつあり，主要産業である第１次産業も衰退してきています。これから更に進む高齢化に向けて，人口減少への対策や地域の担い手確保が課題となっています。

イ　環境の保全

本市は，山林や農地など豊かな自然に囲まれており，これらの自然は，国土の保全，水源のかん養，自然環境の保全，地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮しています。本市も過疎地域として，豊かな自然環境を保持するとともに，後世に引き継いでいくための取り組みが必要です。

ウ　公共施設等の整備

また，本市は合併後15年経過しており，旧町それぞれにあった役場庁舎を，現在の本庁，各支所庁舎として利用しています。本庁舎は耐震補強工事を行ったものの，老朽化による施設整備や雨漏り等による改修工事が必要になってきており，特に各支所庁舎は，老朽化が進んでいることに加え耐震性がなく防災面で不安があることから，再整備が必要になっています。

⑵　その対策

ア　地域の活力創生

共生協働推進事業により，住民主導による地域づくり活動や住民主導の地域づくりのイベントを開催できるよう支援することにより，個性豊かで活力あるまちづくりを推進する地域づくりのリーダーを育てます。

多面的機能支払交付金を活用し，地域住民を主体とする多様な組織の参画を得て，効果の高い共同活動を実施することにより，地域資源の良好な保全と質的向上を図り，地域ぐるみで協働する機運を育てます。

少子化対策の一つとして婚活サポーターを養成し，地域のニーズにあった婚活事業を展開します。

また，基金の積み立てを行い，これらの過疎地域持続的発展特別事業を円滑に実施します。

イ　環境の保全

第２次曽於市環境基本計画に基づき「人と豊かな自然が共生して　みんなで創る環境にやさしいまち」という将来像のもと，市民と事業者と行政が協力・協働して，処施策に取り組むことで，市民の環境意識の向上を図り，曽於市の豊かな環境の保全と将来への継承に努めます。

ウ　公共施設等の整備

本庁舎の増築・改修，各支所庁舎の再整備を行うことで，市民と職員の安全・安心を守り，支所間のネットワークの確立・充実を図ることで，より効率的で敏速な住民サービスの提供に努めます。

⑶　計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	⑴　過疎地域持続的発展特別事業	共生協働推進事業 ［事業内容］ 　市民自らが企画提案した事業に対する補助 ［必 要 性］ 　協働のまちづくり活動や公益性の高い事業を市民自らが実施するために必要 ［事業効果］ 　市民自らが共生協働事業に取り組むことにより，地域住民が元気で，いきいきとした生活を営む地域づくりが図られる	市	
		多面的機能支払交付金事業 ［事業内容］ 　水土里サークル活動の補助 ［必 要 性］ 　高齢化が進み，担い手不足の地域において，地域ぐるみで行う共同活動への支援が必要 ［事業効果］ 　地域資源の良好な保全と質的向上が図られ，多用な参加主体間での協働が推進される	市	
		結婚応援プロジェクト ［事業内容］ 　婚活イベントの開催，婚活サポーターの養成 ［必 要 性］ 　恋愛や結婚希望者への出会いの場を創出することと婚活事業を自立した活動に支援することが必要 ［事業効果］ 　新たな出会いの場が増えることで，今後の結婚・出産へのきっかけとなり，また婚活サポーターを養成することで，自立した婚活事業の推進が図られる	市	
		過疎地域持続的発展特別事業基金積立 ［事業内容］ 　曽於市過疎地域持続的発展特別事業基金積立 ［必 要 性］ 　扶助費等における財政需要の増加が見込まれることから，財源の確保に必要 ［事業効果］ 　安定的な財源の確保に努めることで，健全な財政運営が図られる	市	
	⑵　その他	庁舎整備事業	市	
		支所庁舎整備事業（大隅・財部）	市	追加
		本庁舎改修事業	市	追加

⑷　公共施設等総合管理計画等の整合

曽於市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき，整合性を図りながら，過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

事業計画（令和３年度～７年度）　　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進，人材育成	⑷　過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	空き屋バンク登録住宅改修補助事業	市	空き家の有効活用と定住促進が図られるため，施策の効果は将来に及ぶ
		市有地活用定住促進補助事業	市	定住人口の増加，地域の活性化が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		定住住宅取得推進事業	市	定住促進が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		地域おこし協力隊事業	市	地域の活性化，定住促進が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		住宅リフォーム促進補助事業	市	住環境の向上及び定住促進並びに市内産業の雇用の創出及び活性化が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
２　産業の振興	⑽　過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業後継者等育成対策事業費	市	新規就農者の確保及び担い手の育成が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		畜産振興協議会事業	市	畜産のまちづくりの推進が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		繁殖雌牛導入保留対策事業	市	繁殖雌牛の維持拡大が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		肥育素牛導入保留対策事業	市	肥育頭数の維持拡大が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		畜産生産基盤施設整備事業	市	畜産経営の基盤強化が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		農業総務事務費（農業公社運営負担金）	市	農業者の経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持・発展が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		中山間地域等直接支払交付金事業	市	耕作放棄地の発生防止・多面的機能の増進により，農業者の生産意欲の向上が図られる
		鳥獣対策事業（イノシシ等被害防止事業）	市	農業被害が軽減され，農業者の生産意欲の向上が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		鳥獣対策事業（捕獲活動整備事業）	市	農業被害を及ぼす有害鳥獣のより効果的な捕獲を実現することにより，農業被害が軽減され，農業者の生産意欲の向上が図られる
		鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除事業）	市	農作物被害を軽減させて，農家の生産意欲の向上が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		森林・林業振興事業（林業担い手育成基金事業）	森林組合	林業従事者の育成と確保が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
	商工業・６次産業化	店舗新築・改築補助事業	市	雇用の創出，後継者の育成及び地域経済の活性化が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		商工業新規就業者支援事業補助	市	新規就業者及び後継者の育成及び地域経済の活性化が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		６次産業化支援事業	個人・団体等	一次，二次，三次産業が一体となった取り組みを行い，所得向上と雇用創出が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
	観光	大隅広域観光開発推進会議，日	各協	近隣地域と連携を図りながら取

		南・大隅地区観光連絡協議会，霧島ジオパーク推進連絡協議会	議会	り組むことにより，広域的な観光開発及び観光事業普及を行うことによって，施策の効果は将来に及ぶ
		観光協会補助事業	曽於市 観光協会	観光協会が特色ある観光及び特産品の発信源となることにより，市のPRへ繋がり，施策の効果は将来に及ぶ
	企業誘致	企業誘致推進事業	市	市内への企業誘致と誘致企業の振興が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		企業立地促進助成事業（雇用助成）	市	地元雇用の確保と拡大，若年層の定住化が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		企業立地促進助成事業（立地助成）	市	雇用の確保と拡大が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		雇用創出関連施設等整備補助金	市	雇用機会の創出・拡大が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
3　地域における情報化	⑵　過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地上デジタル放送難視聴地域解消事業	市	市民の情報取得機会の均等が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		情報発信事業	市	市民等への市政情報の幅広い周知が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
4　交通施設の整備、交通手段の確保	⑼　過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	交通対策事業（思いやりタクシー・バス運行補助事業）	市	農村部と都市部の交流促進と福祉の向上が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		交通対策事業（廃止代替・地域間幹線系統バス運行補助事業）	市	市内の生活交通路線の運行を継続し，地域住民の福祉の向上が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
5　生活環境の整備	⑺　過疎地域持続的発展特別事業 環境 防災・防犯	ごみ減量対策費（塵芥収集及び運搬処理事業）	市	ごみの減量化とごみ処理施設の延命化が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		住宅耐震改修等促進事業	市	いつ発生するかわからない大規模な地震に対し，木造住宅の地震に対する安全性の向上が図られ，施策の効果は将来に及ぶ
	危険施設撤去	危険廃屋解体撤去補助事業	市	景観及び住環境の向上並びに市民の安心安全の確保が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
6　子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	⑻　過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	出産祝金支給事業	市	子育てしやすい街づくりの一環となり，少子化対策にもなることから，施策の効果は将来に及ぶ
		子ども医療費助成事業	市	疾病の早期発見と早期治療を促進し，健康増進が図られるとともに，子育て世帯の負担軽減にもなり，施策の効果は将来に及ぶ
		地域子育て支援拠点事業	市	子育てによる不安感の緩和と子どもの健やかな育ちの促進が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		子ども・子育て支援給付費（施設等利用費）	市	子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ることができ少子化対策の一環となることで，施策の効果は将来に及ぶ
		放課後児童健全育成事業	市	児童の安全確保や自主性・社会性を養い児童の健全育成が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		地域子ども・子育て支援事業	市	延長保育や一時預かり等の事業

				を実施することにより保護者の子育てと仕事の両立が図られ，施策の効果は将来に及ぶ
		子ども・子育て支援給付費（施設型給付費）	市	幼児教育・保育事業者に対し，施設型給付費を支給する事で，子どもの成長段階に応じた支援を安定して行うことができ，施策の効果は将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	長寿クラブ助成事業	市	高齢者の引きこもり防止と元気な高齢者の生きがいづくりが図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		訪問給食サービス事業（市単独分）	市	高齢者等の自立した生活の改善及び健康増進と自立した生活の維持，安否確認など在宅福祉の推進が図られ，施策の効果は将来に及ぶ
7　医療の確保	⑶　過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	在宅当番・救急医療情報提供実施事業	市	休日等の診療が可能となり，市民が安心して暮らせ，生活の向上が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		曽於医師会夜間急病センター負担金	市	夜間等の診療が可能となり，緊急に対応できる体制が確保され，暮らしの安全が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		都城夜間急病センター負担金	市	夜間等の診療が可能となり，緊急に対応できる体制が確保され，暮らしの安全が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
	その他	恒吉地区診療所	市	医療過疎地になっている市民の健康を守り，生活の向上が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
8　教育の振興	⑷　過疎地域持続的発展特別事業 義務教育その他	学校ＩＣＴ活用支援・人材育成事業	市	学校でのＩＣＴ教育の推進が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
		学校給食助成事業	市	給食費の支援により，子育て支援が拡充され，地場産物の活用促進も図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
9　集落の整備	⑵　過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治会統合補助事業	市	自治会規模の維持・拡大を推進することで地域振興が図られ，施策の効果は将来に及ぶ
		地域コミュニティ活性化推進事業	市	住民自らが意思形成し，まちづくり参画することで，安心して暮らせる地域社会の実現が図られ，施策の効果は将来に及ぶ
		公民館活動運営費	市	地域住民の連帯感が生まれ，地域活性化が図られることで，施策の効果は将来に及ぶ
10　地域文化の振興	⑶　過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化財保護事業	市	各文化財の保存活用に努めることで，文化財保護の意識向上が図られ，施策の効果は将来に及ぶ
		埋蔵文化財発掘調査事業	市	遺跡発掘を通じて，地域の文化・歴史の振興が図られ，施策の効果は将来に及ぶ
11　再生可能エネルギーの利用の推進	⑵　過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	企画事務費	市	市内での再生可能エネルギー利用が推進されることで，施策の効果は将来に及ぶ
12　その他地域の持続的	⑴　過疎地域持続的発展	共生協働推進事業	市	市民自らが共生協働事業に取り組むことにより，地域住民が元気

発展に関し必要な事項	特別事業			で，いきいきとした生活を営む地域づくりが図られ，施策の効果は将来に及ぶ
		多面的機能支払交付金事業	市	地域資源の良好な保全と質的向上が図られ，多用な参加主体間での協働が推進されることで，施策の効果は将来に及ぶ
		結婚応援プロジェクト	市	婚活サポーターを養成することで，自立した婚活事業の推進が図られ，施策の効果は将来に及ぶ
		総務基金管理費	市	安定的な財源の確保に努めることで,健全な財政運営が図られ,施策の効果は将来に及ぶ